

(素案)

船橋市ひとり親家庭等自立促進計画

(第4次：令和2年度～令和6年度)



# [ 目次 ]

用語の定義	1
-------	---

## 第1章 計画の策定にあたって 3

【1】計画策定の背景と目的	4
【2】計画の位置づけ	5
【3】計画の期間	7

## 第2章 ひとり親家庭等の現状と課題 9

【1】ひとり親家庭等の現状	10
【2】第3次計画の施策の評価	25
【3】取り組むべき課題の整理	30

## 第3章 基本的な方向性と基本目標 33

【1】計画の方向性	34
【2】基本目標	34
【3】施策の体系	36

## 第4章 施策の展開 37

【1】施策の展開	38
施策1 相談機能の強化・情報提供の充実	38
施策2 子育て・生活支援の充実	41
施策3 就業支援の強化	48
施策4 養育費確保等の推進	51
施策5 経済的支援の推進	53
施策6 子供の貧困対策の推進	58

・ 資料編	61
-------	----



## 用語の定義

この計画における用語は、次のように定義します。

母子家庭	離別、死別、未婚等により配偶者のない女子が20歳未満の児童(※)を扶養している家庭
父子家庭	離別、死別、未婚等により配偶者のない男子が20歳未満の児童(※)を扶養している家庭
寡婦	配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童(※)を扶養していたことのある者
母子家庭等	母子家庭及び寡婦
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	ひとり親家庭及び寡婦
ひとり親世帯	ひとり親家庭手当等を受給している世帯全数
ひとり親世帯等	児童扶養手当受給世帯及び同等の所得水準にある世帯
養育者	児童扶養手当の支給要件に該当する児童(※)を養育する祖父母等

※ 児童の定義は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める児童の定義によつています。なお、児童扶養手当法上の児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいいます。



# 第 1 章

## 計画の策定にあたって

## 【1】計画策定の背景と目的

本市では、「ひとり親家庭等の誰もが、生き生きと安心して暮らせる生活環境をめざして」を基本目標として、母子及び寡婦福祉法第12条に基づき、母子家庭等自立促進計画（平成17年度～平成21年度（第1次計画）、平成22年度～平成26年度（第2次計画））を策定し、各種施策の推進を図ってきました。

平成26年10月1日には、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）」と改正され、父子家庭にも母子家庭等と同様の支援を行うことになり、法第12条に基づき、ひとり親家庭等自立促進計画（平成27年度～平成31年度（第3次計画））を策定し、第1次計画、第2次計画に引き続き各種施策の推進を図ってきたところです。

しかしながら、ひとり親家庭等は子育てと生計の確保という二重の役割を一人で担っており、依然として多くの方が子育てや生活全般に対して悩みを抱えていることに加え、就業に必要な知識や技能を習得する機会を必ずしも十分に有していなかったなどの特別な事情から、継続的に支援を行うことが必要となります。

一方で、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成26年1月17日施行）や「生活困窮者自立支援法」（平成27年4月1日施行）が制定されました。さらに、令和元年には子供の貧困対策の一層の推進を図るため、目的に、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進すること等を明記した新たな「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年9月7日に施行されました。また、平成28年国民生活基礎調査の結果によると、ひとり親家庭の相対的貧困率が5割を超える高い状況となっていることから、本市においても国の趣旨を踏まえ、貧困の世代間連鎖の解消を目指し、ひとり親家庭の子供の貧困対策を推進していく必要があります。

これらのことから、本市においては、ひとり親家庭等の現状を勘案しその生活の安定と向上を図るため、引き続き自立支援に向けて各種の施策を総合かつ計画的に展開することとし、第1次計画、第2次計画、第3次計画の基本目標を継承しつつ、第4次計画「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。



## 【2】計画の位置づけ

- ひとり親家庭等の生活の安定と向上のため、自立支援を総合的に推進する計画です。
- 法に基づき、国の基本方針を踏まえた上で、船橋市の地域性や実情を反映させた船橋市独自の計画です。
- 船橋市総合計画に基づき、船橋市子ども・子育て支援事業計画、船橋市地域福祉計画など関連計画との調和を図り、市民、関係機関、地域団体と行政が一体となってひとり親家庭等の自立支援に取り組むための計画です。
- 平成26年8月29日に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」において、子供の貧困対策に関する基本的な方針が示されたことから、大綱の趣旨を踏まえた計画とします。

### (1) 法的位置づけ

本計画は、法第12条第1項に規定された「自立促進計画」として策定するもので、法第11条第2項第3号に基づき厚生労働大臣が定めた基本方針を指針としています。

#### <母子及び父子並びに寡婦福祉法（抜粋）>

(基本方針)

第11条 厚生労働大臣は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 都道府県等が、次条の規定に基づき策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（以下「自立促進計画」という。）の指針となるべき基本的な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

（自立促進計画）

第12条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

## (2) 計画体系における位置づけ

本計画は、「船橋市総合計画」を上位計画とするひとり親家庭等への支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

また、「船橋市地域福祉計画」、「船橋市子ども・子育て支援事業計画」、「ふなばし健やかプラン21」、「船橋市男女共同参画計画（fプラン）」等の関連諸計画と調和を保ち策定するものです。

### 【関連計画】

- 船橋市総合計画
- 船橋市地域福祉計画
- 船橋市子ども・子育て支援事業計画
- ふなばし健やかプラン21
- 船橋市母子保健計画
- 船橋市男女共同参画計画（fプラン）

## 【3】計画の期間

本計画の期間は、令和2年度～令和6年度の5年間とします。なお、計画期間中であっても経済構造の変化、国の制度改正など、ひとり親家庭等を取り巻く環境の変化により見直しの必要性が生じた場合には、適宜事業の柔軟な見直しを行っていくこととします。

計画期間（年度）			
平成17～21年度	平成22～26年度	平成27～31年度	令和2～6年度
船橋市母子家庭等 自立促進計画(第1次計画)	船橋市母子家庭等 自立促進計画(第2次計画)	船橋市ひとり親家庭等 自立促進計画(第3次計画)	船橋市ひとり親家庭等 自立促進計画(第4次計画)



第 2 章

ひとり親家庭等の

現状と課題

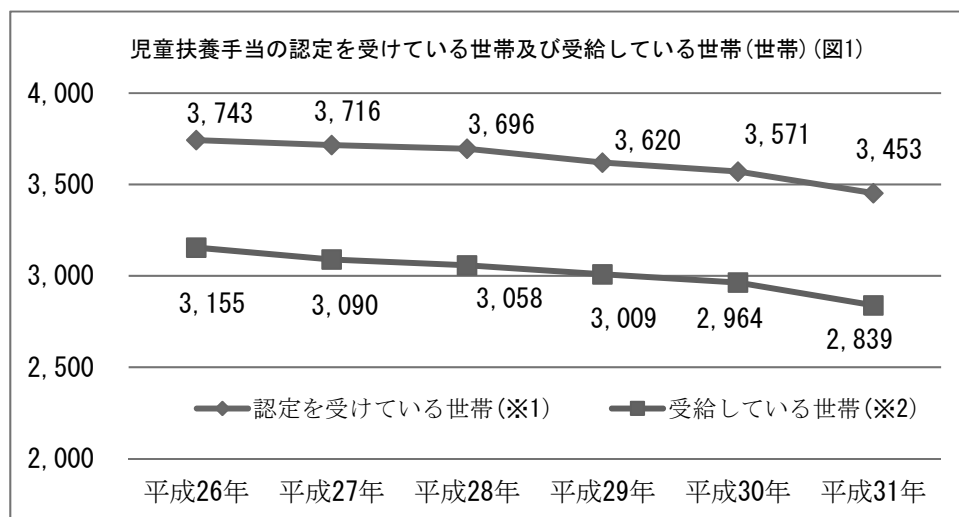
## 【1】ひとり親家庭等の現状

本市のひとり親家庭等の世帯数やアンケートの結果からみる現状を基に、課題を整理しました。

アンケートは、船橋市が市内の児童のいる世帯を対象に行った「船橋市の子供のいる世帯の生活状況等に関する調査」（平成30年度）を基にしています。子供のいる世帯の日頃の暮らしや子供の様子、保護者の就業や所得の状況、子育ての悩みなどについてアンケート形式の調査結果をとりまとめ、子供の貧困対策の推進及び船橋市ひとり親家庭等自立促進計画の策定における施策のあり方を検討する上での基礎資料としています。調査の対象は、①一般世帯（住民基本台帳より無作為抽出した0～18歳未満の子供がいる世帯（②③を除く））、②ひとり親世帯（児童扶養手当等を受給している世帯全数）、③生活保護受給世帯（0～18歳未満の子供がいる生活保護受給世帯全数（②を除く））としています。

### 1. ひとり親家庭の状況

船橋市における児童扶養手当の認定を受けている世帯（図1）は平成31年に3,453世帯となりました。前計画を策定した平成26年の3,743世帯から7.7%減少しており、市内の世帯数に占める割合も平成26年は1.3%でしたが、平成31年は1.1%とやや減少しています。また、児童扶養手当を受給している世帯をみても、同様にやや減少している傾向にあります。



(各年4月1日現在)

船橋市における児童扶養手当の認定を受けている世帯の内訳（世帯）（各年4月1日現在）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
母子家庭	3,551	3,518	3,505	3,450	3,394	3,294
父子家庭	183	191	186	166	172	157
養育者	9	7	5	4	5	2

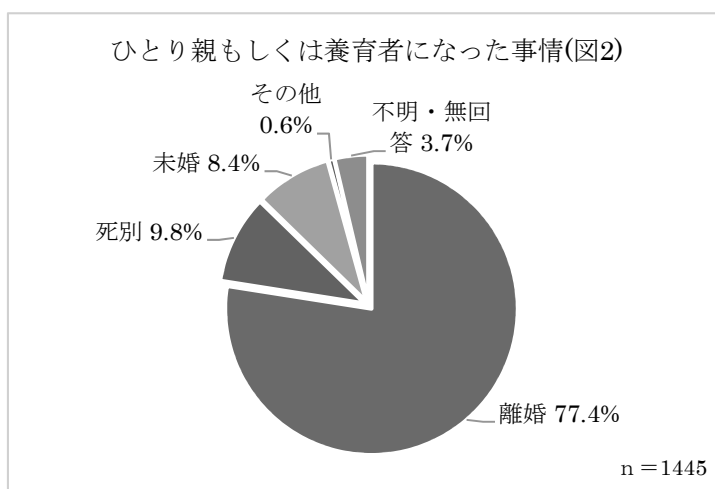
※1 認定を受けている世帯： 離別や死別、未婚等により、現に父、母、または両親と生計を同じくしていない児童を監護している母子家庭の母、父子家庭の父、または祖父母等の養育者であって、船橋市に対し児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の認定請求を行い、船橋市長が認定した世帯。

※2 受給している世帯： 上記認定を受けている世帯数のうち、所得制限等の条件を満たし児童扶養手当を受給している世帯。

## 2. ひとり親もしくは養育者になった理由

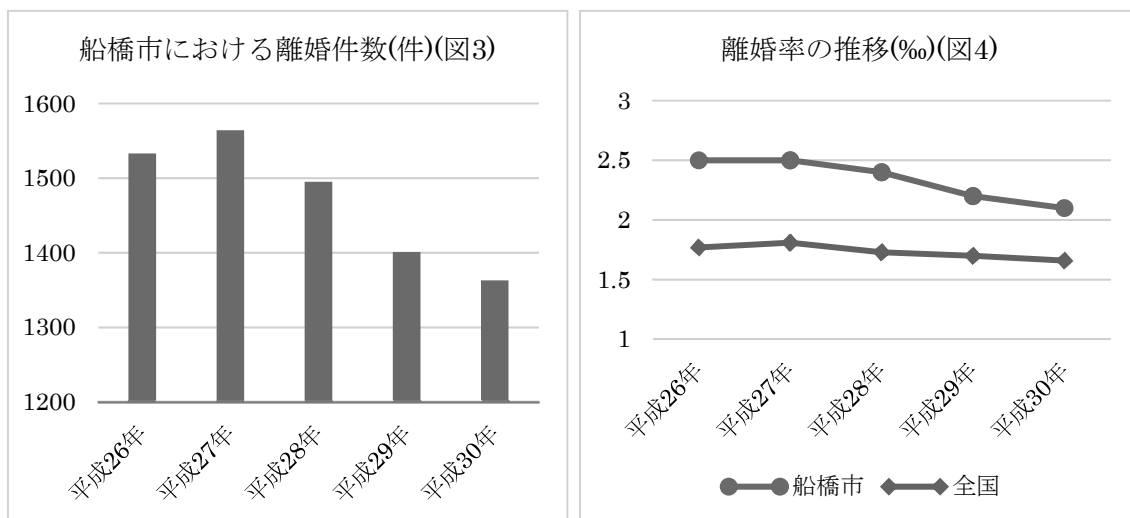
「ひとり親もしくは養育者になった事情（図2）」は、「離婚」が77.4%と最も多く、「死別」が9.8%、「未婚」が8.4%と続いています。

離婚・未婚等により、もう一方の親と離れて暮らす世帯が8割を超えることから、子供の健やかな成長と安定した生活を維持するためにも、同居しない親との面会交流や養育費の取り決めに関する支援が必要と考えられます。



### (参考) 船橋市における離婚の件数等

「船橋市における離婚件数(図3)」は、平成28年まで1,500件程度で推移していましたが、平成30年には1,363件まで減少しています。また、「離婚率の推移(図4)」について、船橋市は全国の離婚率と比較すると上回って推移していますが、平成26年の2.5%から平成30年には2.1%となり、やや減少傾向にあります。

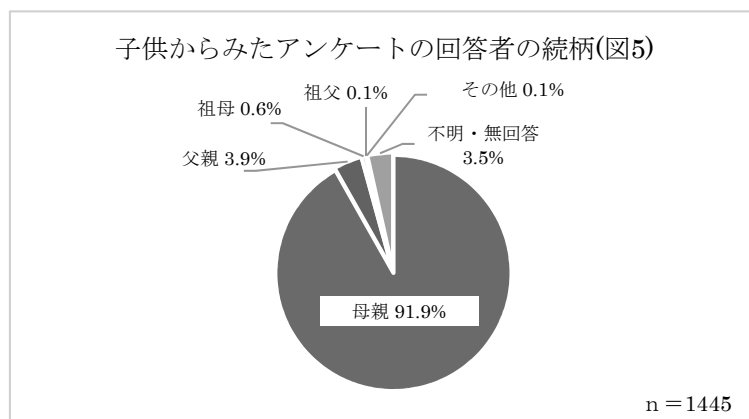


(船橋市データは船橋市統計書より、全国データは厚生労働省人口動態総覧より)

- ※1 離婚件数には、子供のいない世帯の離婚等、離婚後ひとり親家庭とならないものも含まれます。
- ※2 離婚率 :  $\text{離婚件数} \div \text{人口} \times 1,000$
- ※3 全国データは、平成29年までは確定値、平成30年は推計値です。

## 3. 世帯構成の状況

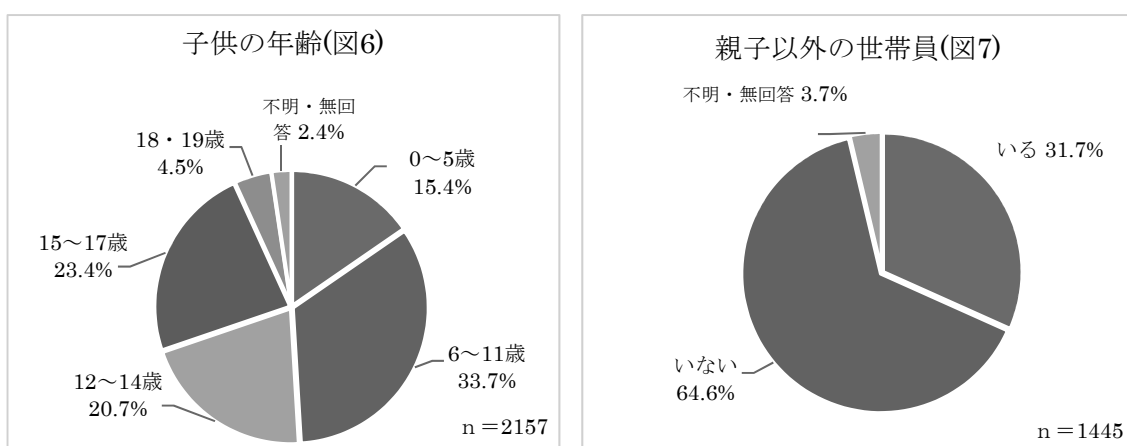
「子供からみたアンケートの回答者の続柄(図5)」は「母親」が91.9%、次いで「父親」が3.9%です。



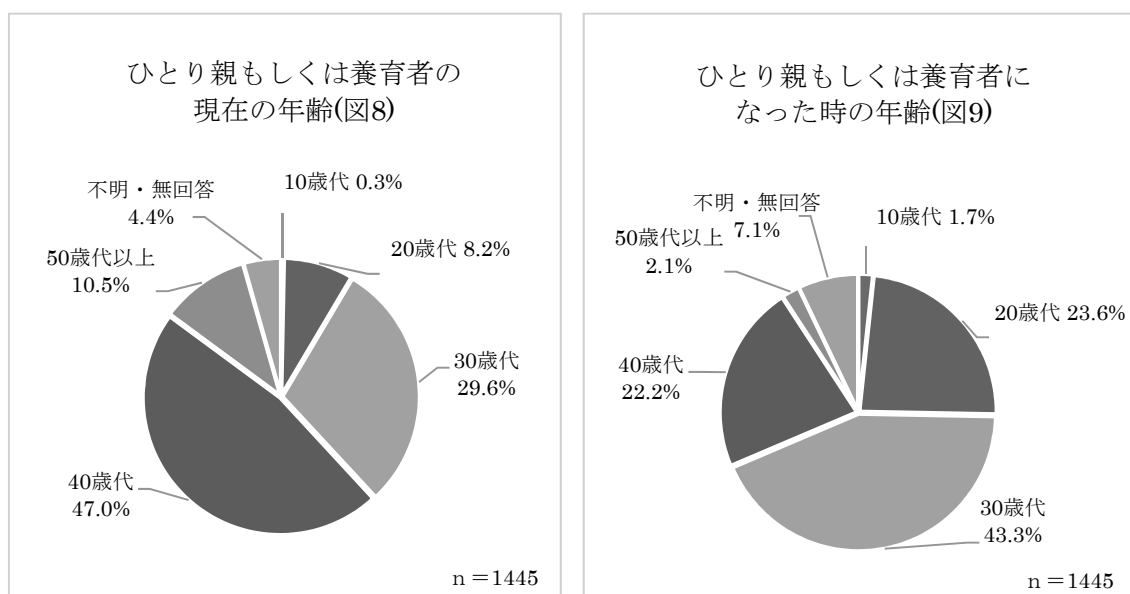


また、アンケートの回答者が生計を同一にしているすべての子供（平成30年4月1日現在で20歳未満の子に限る）の「子供の年齢（図6）」は、「6～11歳」が33.7%と最も多く、次いで「15～17歳」が23.4%、「12～14歳」が20.7%となっています。

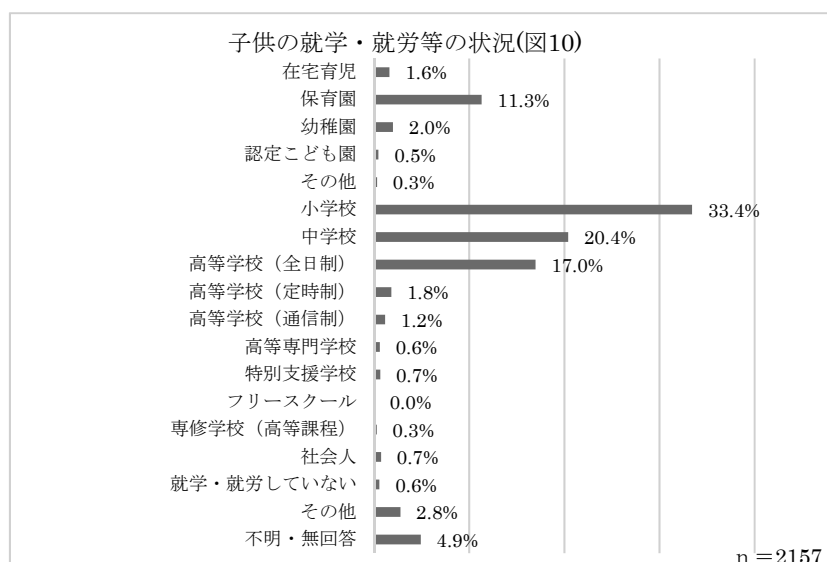
「親子以外の世帯員数（図7）」をみると、親と子供の他に世帯員がいない世帯が6割を占めています。これは就労、家事、子供の教育等をひとり親が一人で担っている世帯が多いということが考えられます。



「ひとり親もしくは養育者の現在の年齢（図8）」では、「40歳代」が47.0%と最も多く、次いで「30歳代」が29.6%となっています。また、「ひとり親もしくは養育者になった時の年齢（図9）」でみると、「30歳代」が43.3%と最も多く、次いで「20歳代」が23.6%、「40歳代」が22.2%となっています。

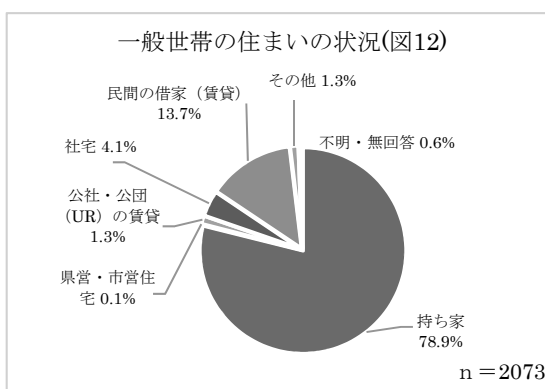
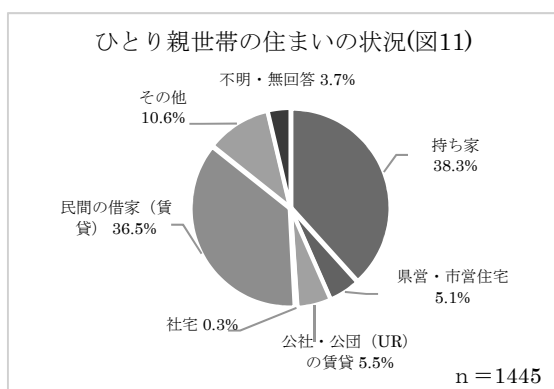


「子供の就学・就労等の状況（図10）」をみると、小学生以上が約7割を占めています。ひとり親世帯で保護者が働いている場合に小学生では、放課後の子供の居場所についての必要性が増えることが考えられます。中学生以上になると、部活動や受験のための費用、教育費等の出費が増えることが考えられます。ひとり親世帯の子供の教育費の一助となりうる貸付制度等の情報提供のほか、子供の居場所や学習支援の施策が必要であると考えられます。



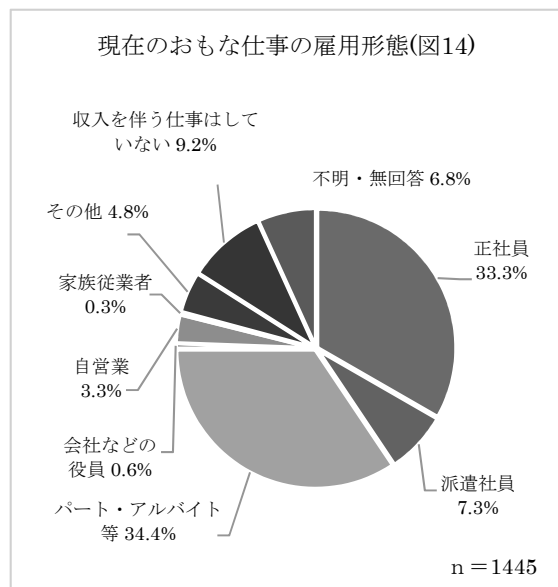
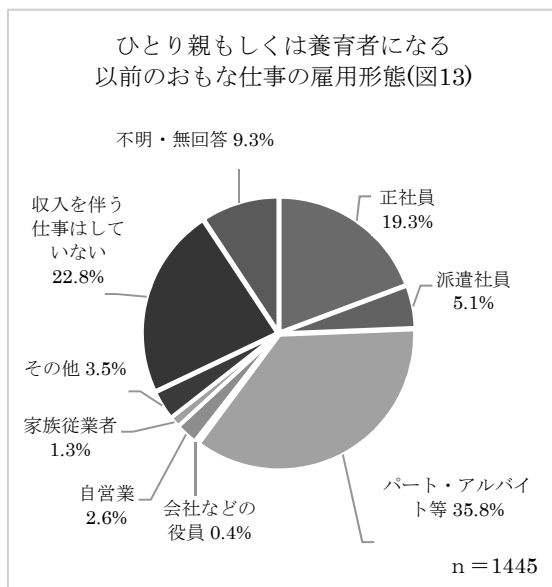
#### 4. 住まいの状況

「ひとり親世帯の住まいの状況（図11）」と「一般世帯の住まいの状況（図12）」を比較すると、一般世帯の「持ち家」の割合が78.9%に対して、ひとり親世帯は38.3%と少なくなっています。また、「民間の借家（賃貸）」については、一般世帯は13.7%に対して、ひとり親世帯は36.5%とやや多くなっています。このことから、住居の安定確保につなげるために、市営住宅への優先入居や家賃債務保証料の助成といった支援が今後も必要であると考えられます。

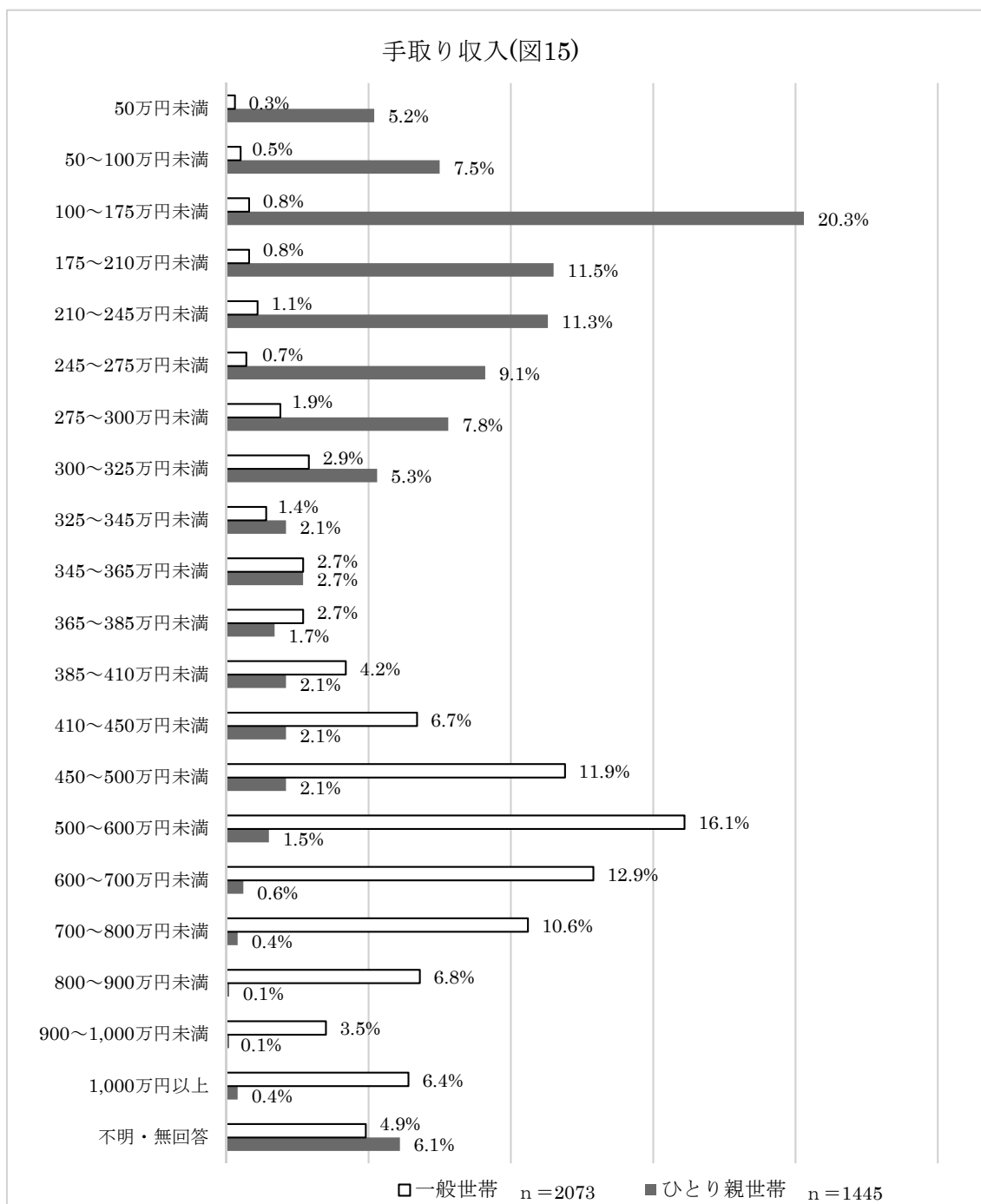


## 5. 就労収入の状況

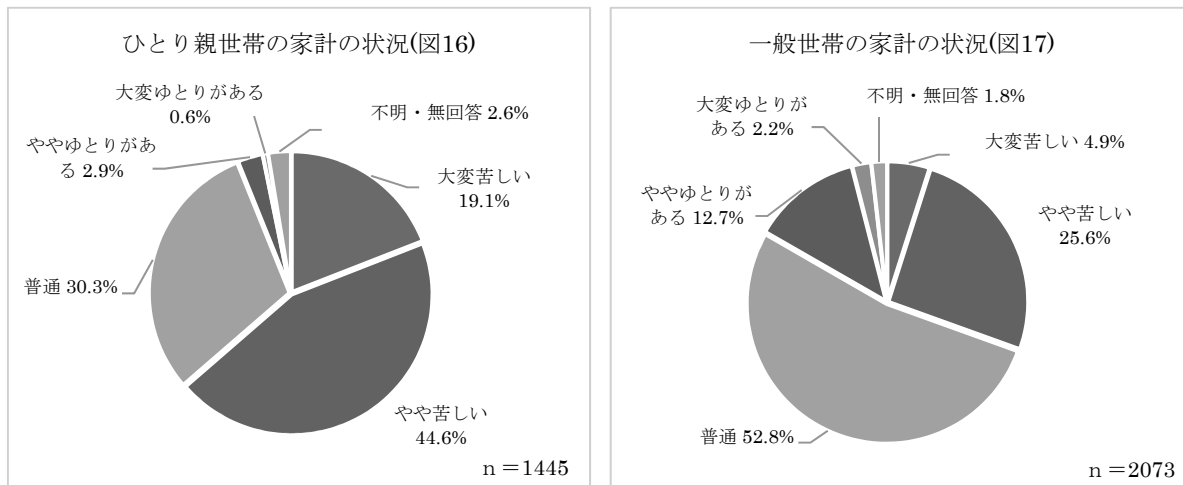
「ひとり親もしくは養育者になる以前のおもな仕事の雇用形態（図13）」と「現在のおもな仕事の雇用形態（図14）」を比較すると、「正社員」の割合が増加し、「収入を伴う仕事はしていない」の割合が減少しており、ひとり親自身が自ら就業形態を変えたり、働き始めたりしていることが分かります。このことから、安定した収入を得ることがひとり親世帯にとって重要であることが考えられます。それでも「収入を伴う仕事はしていない」という方が9.2%、「パート・アルバイト等」という方が34.4%であり、今後もひとり親世帯の生活が安定していくよう、ビジネススキルの向上や就職・転職を支援していく必要があると考えられます。



「手取り収入（図15）」（平成29年1月～12月の収入であり、税金や社会保険料を引いた、実際に手元に入ってくる額）をみると、ひとり親世帯については、300万円未満の収入が72.7%となっており、そのうち「100～175万円未満」が20.3%と最多です。一般世帯については、410万円以上の割合が74.9%で、そのうち「500～600万円未満」が16.1%と最も多い状況となっています。一般世帯に比べ、ひとり親世帯の収入が低い割合が多く、生活水準を向上するために安定した収入を得ることができるよう支援が必要であることが考えられます。

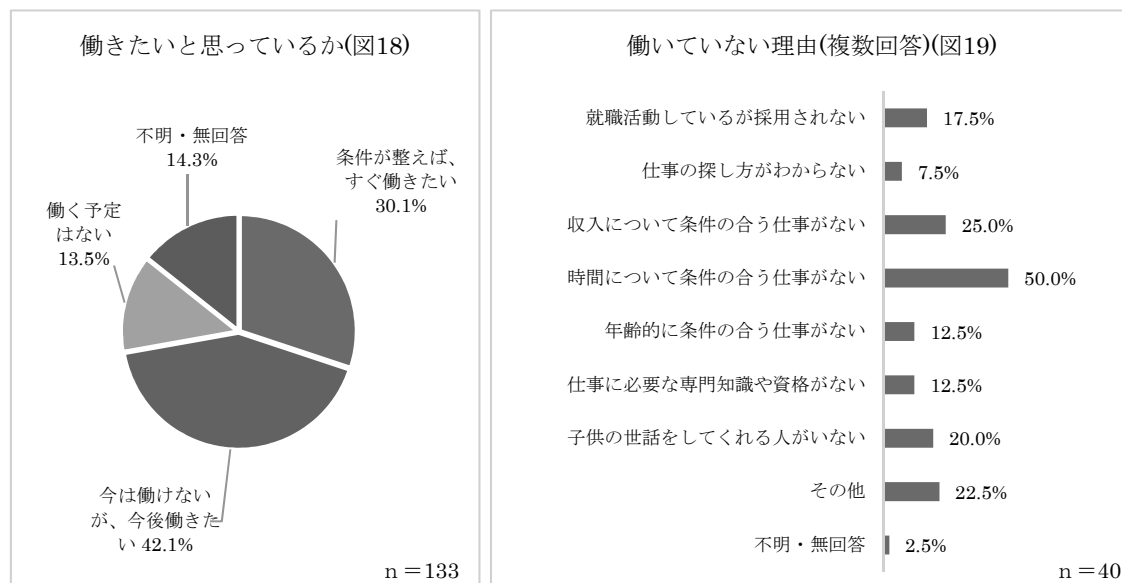


「ひとり親世帯の家計の状況（図16）」と「一般世帯の家計の状況（図17）」を比較すると、「大変苦しい」と「やや苦しい」の割合が一般世帯で30.5%であるのに対し、ひとり親世帯では63.7%となっていることから、ひとり親世帯の家計が苦しいことが分かります。

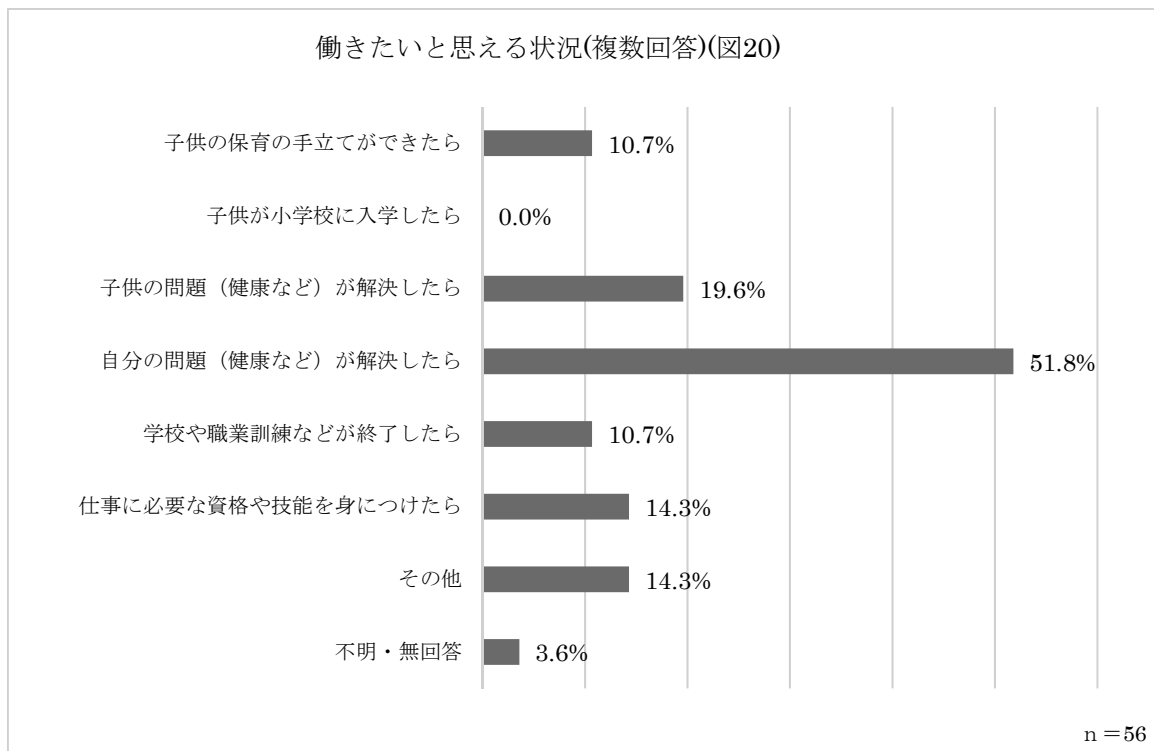


現在仕事をしていない方の「働きたいと思っているか（図18）」をみると、「今は働けないが、今後働きたい」が42.1%と最も多く、次いで「条件が整えば、すぐ働きたい」が30.1%となっています。

また、「条件が整えば、すぐ働きたい」を選んだ方の「働いていない理由（図19）」をみると、「時間について条件の合う仕事がない」が50.0%と最も多く、より条件の合う仕事への就職の支援が必要であるということが分かります。



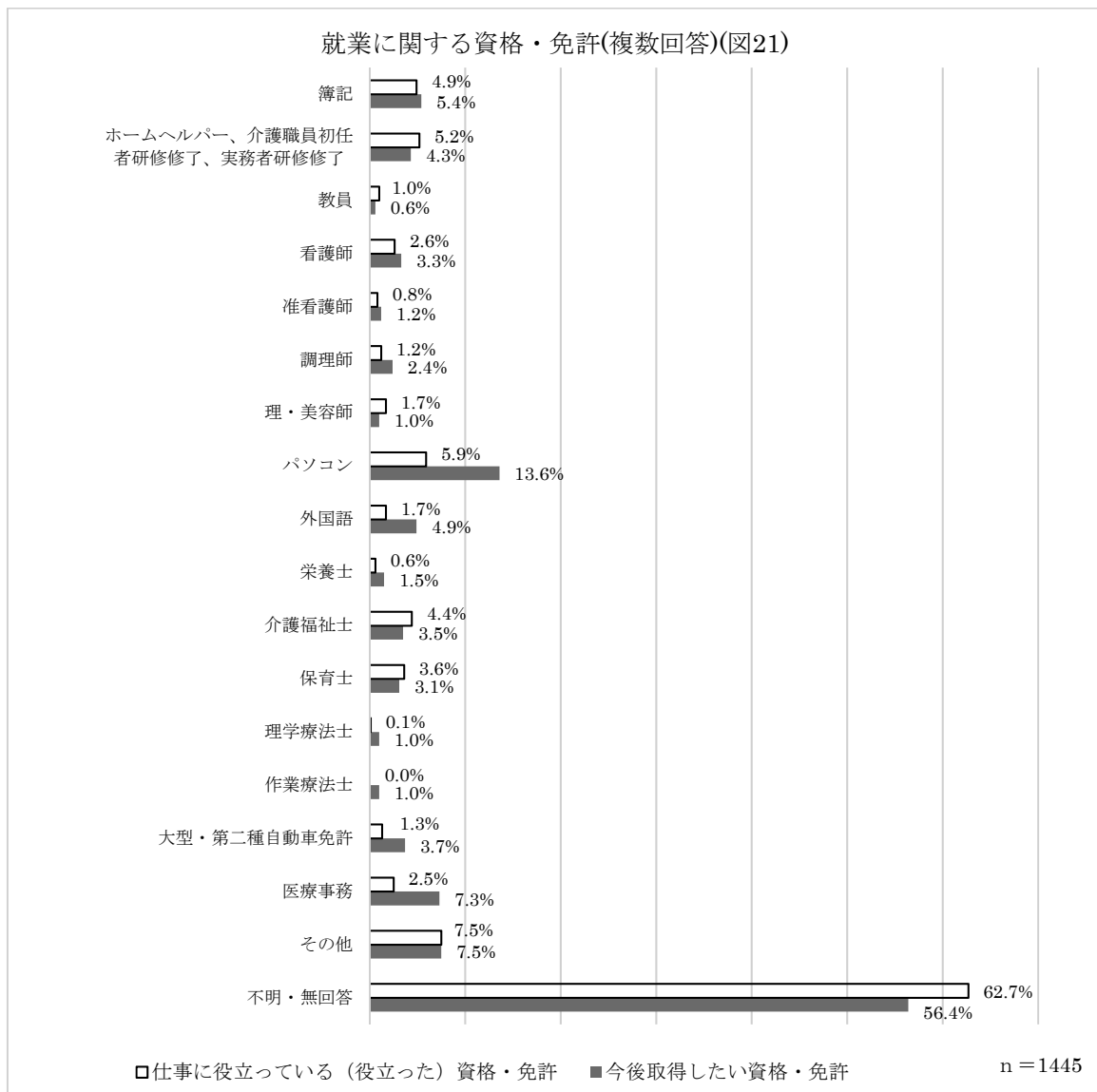
また、「働きたいと思える状況（図20）」について、「自分の問題（健康など）が解決したら」が51.8%と最も多くなっています。ひとり親世帯に係る課題は多岐にわたることから、相談を通じて問題をきめ細かく聞き取り、問題解決に向けて一緒に検討するなどの支援を行っていく必要があると考えられます。



## 6. 就業に関する資格・免許について

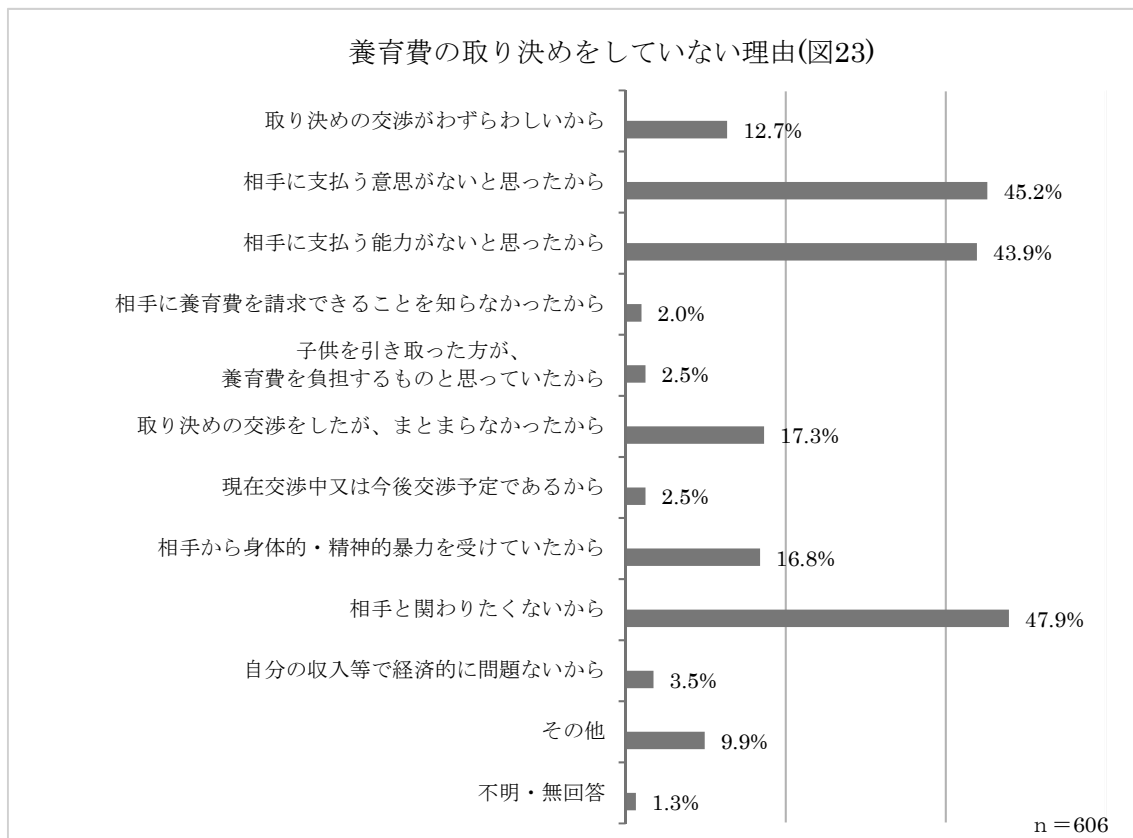
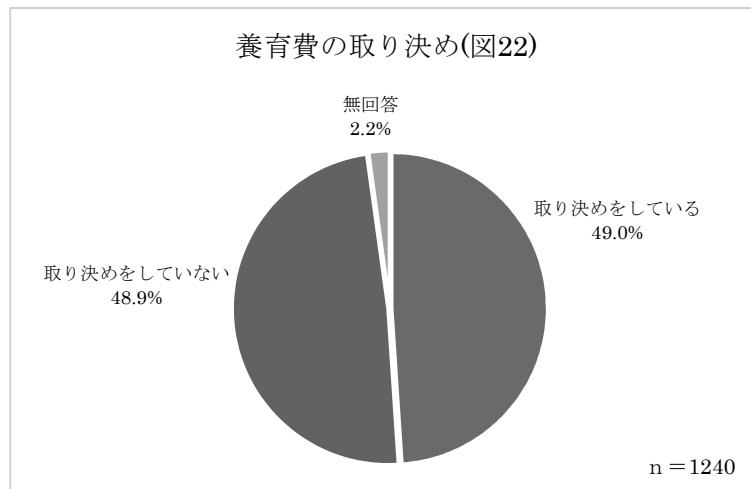
「就業に関する資格・免許（複数回答）（図21）」によると、実際の仕事に役立っている（役立った）資格・免許の種類は、「パソコン」が5.9%、「ホームヘルパー、介護職員初任者研修修了、実務者研修修了」が5.2%という割合になっています。今後取得したい資格・免許の種類は、「パソコン」が13.6%、「医療事務」が7.3%という割合になっています。

なお、今回の調査で「不明・無回答」が多いことから、就職や転職に有利となり、実際の仕事に役立つ資格についての情報が十分に行き届いていないことが考えられます。そのため、就業の促進につながる資格・免許について適切な情報を提供できるよう、母子・父子自立支援員の資質向上に併せ、各種講座や資格取得・技能習得にかかる給付金の周知が必要となります。



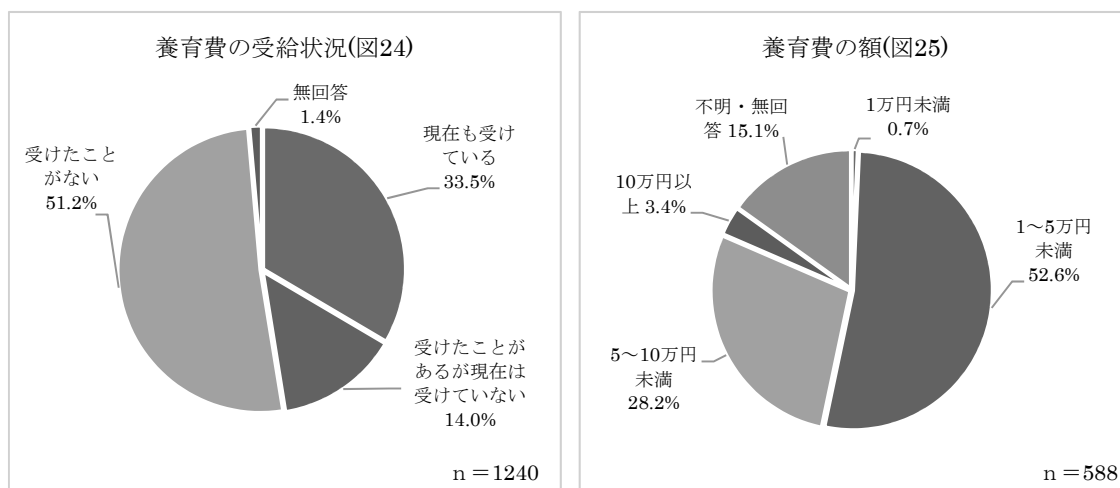
## 7. 養育費・面会交流の状況

「養育費の取り決め（図22）」によると、離婚又は未婚のひとり親世帯のうち、養育費の取り決めをしていない割合は48.9%となっています。そのうち「養育費の取り決めをしていない理由（図23）」によると「相手と関わりたくないから」（47.9%）、「相手に支払う意思がないと思ったから」（45.2%）、「相手に支払う能力がないと思ったから」（43.9%）が主な理由となっています。

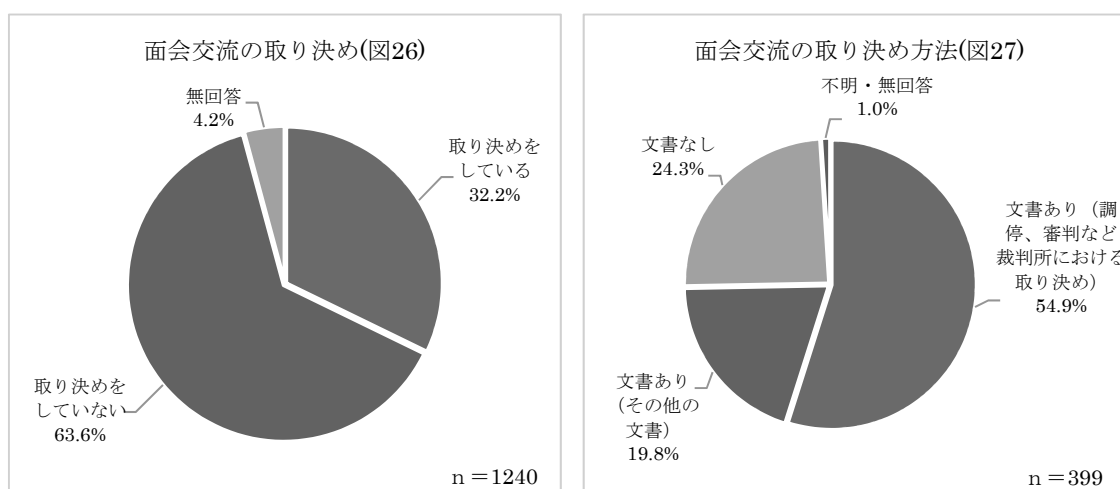




もう一方の親からの「養育費の受給状況（図24）」によると、「受けたことがない」という方が51.2%と最も多く、「現在も受けている」という方が33.5%、「受けたことがあるが現在は受けていない」という方が14.0%となっています。月額「養育費の額（図25）」をみると、「1～5万円未満」が52.6%と最も多くなっています。

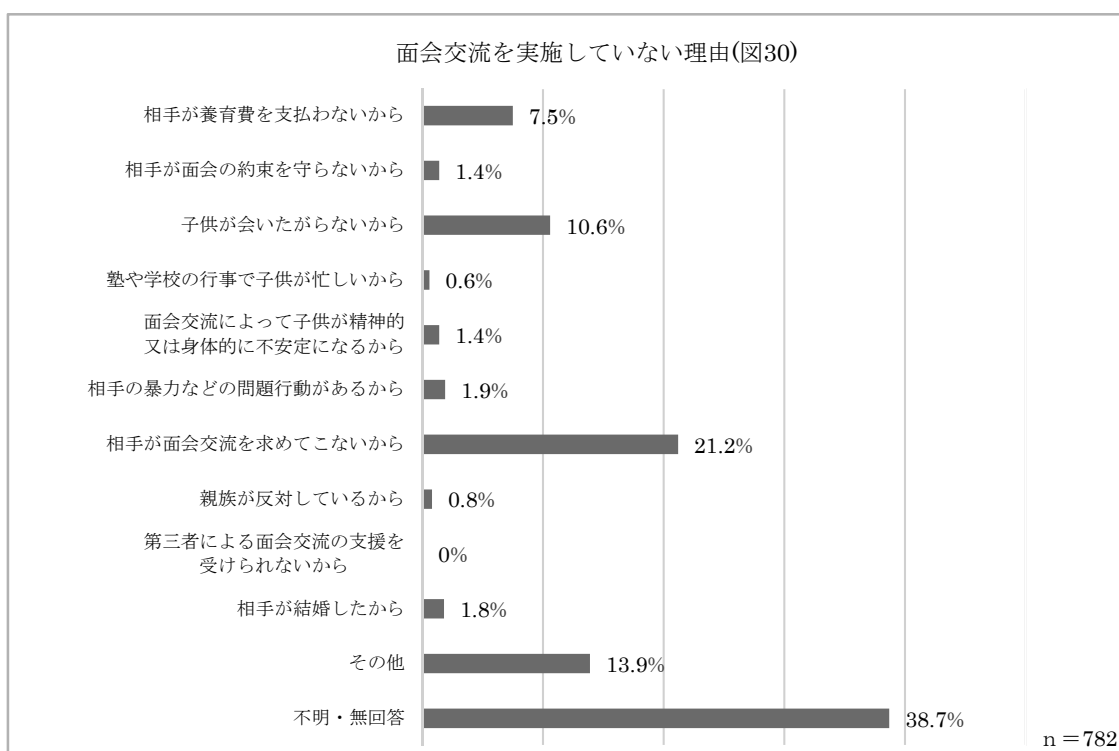
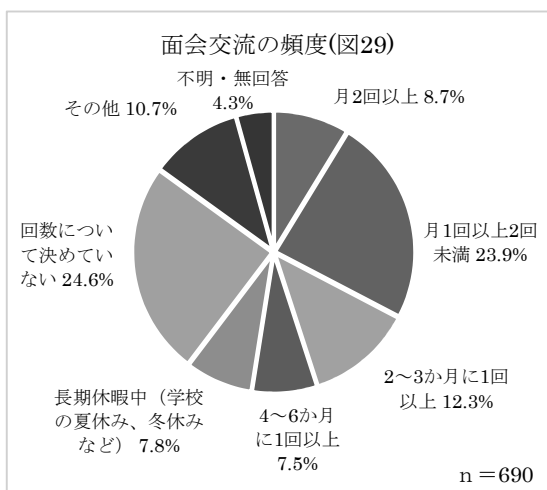
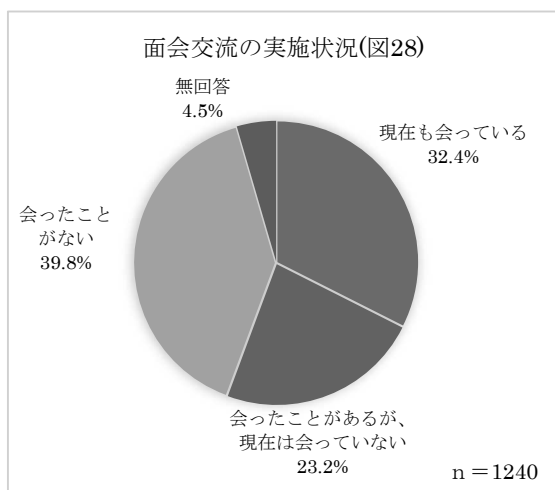


「面会交流（子供がもう一方の親と会うこと）の取り決め（図26）」によると、「取り決めをしていない」という方が6割を超えています。「取り決めをしている」という方が32.2%で、そのうち「面会交流の取り決め方法（図27）」は、「文書あり（調停、審判など裁判所における取り決め）」が54.9%と最も多くなっています。



また、「面会交流の実施状況（図28）」について、「会ったことがない」という方が39.8%と最も多く、「面会交流を実施していない理由（図30）」は、「相手が面会交流を求めてこないから」という理由が21.2%と最も多くなっています。一方で、実際に会ったことがある方の「面会交流の頻度（図29）」は、「回数について決めていない」という方が24.6%と最も多く、次いで「月1回以上2回未満」が23.9%となっています。

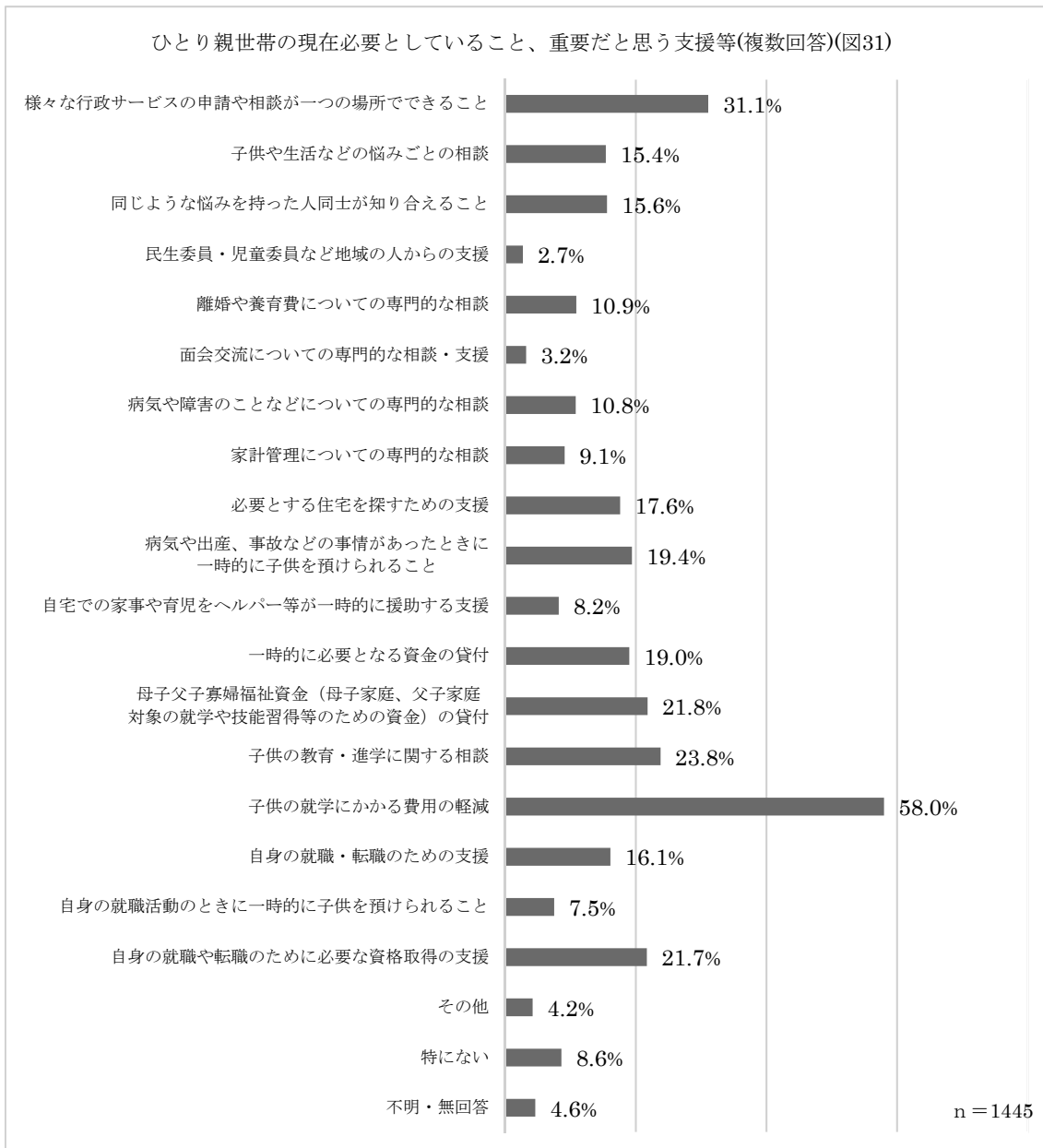
子供の健やかな成長と安定した生活を確保するために養育費及び面会交流は重要であることから、養育費・面会交流に関する取り決めができるよう、離婚前から適切な情報提供等の支援を行っていく必要があります。



## 8. 現在必要としていること、重要だと思う支援等

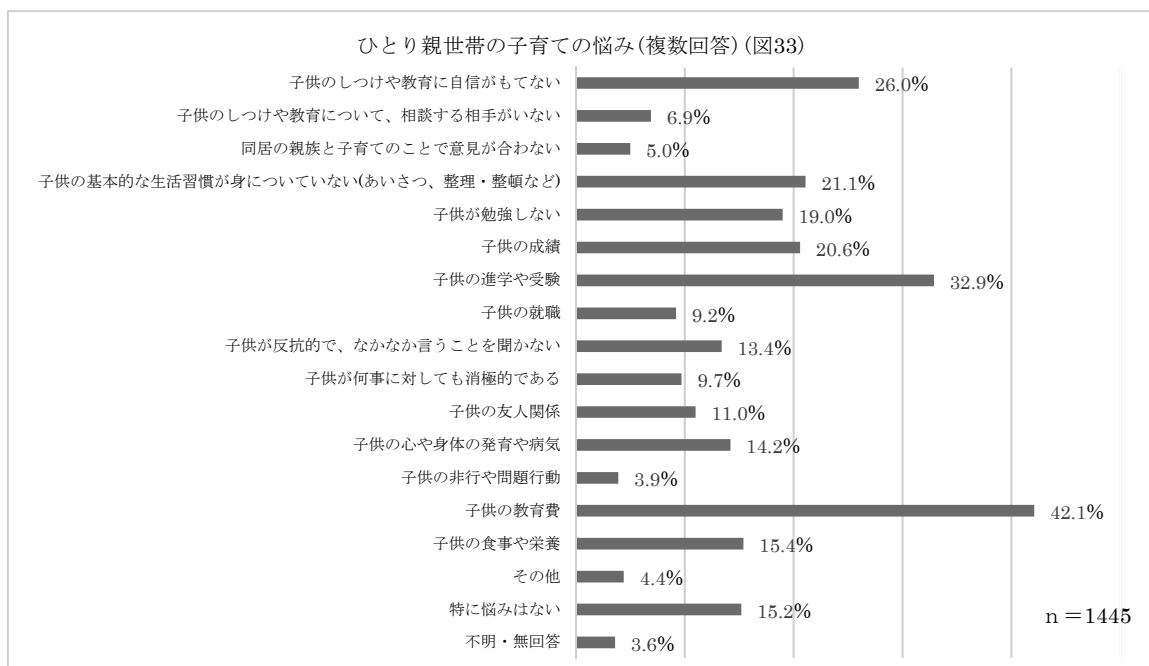
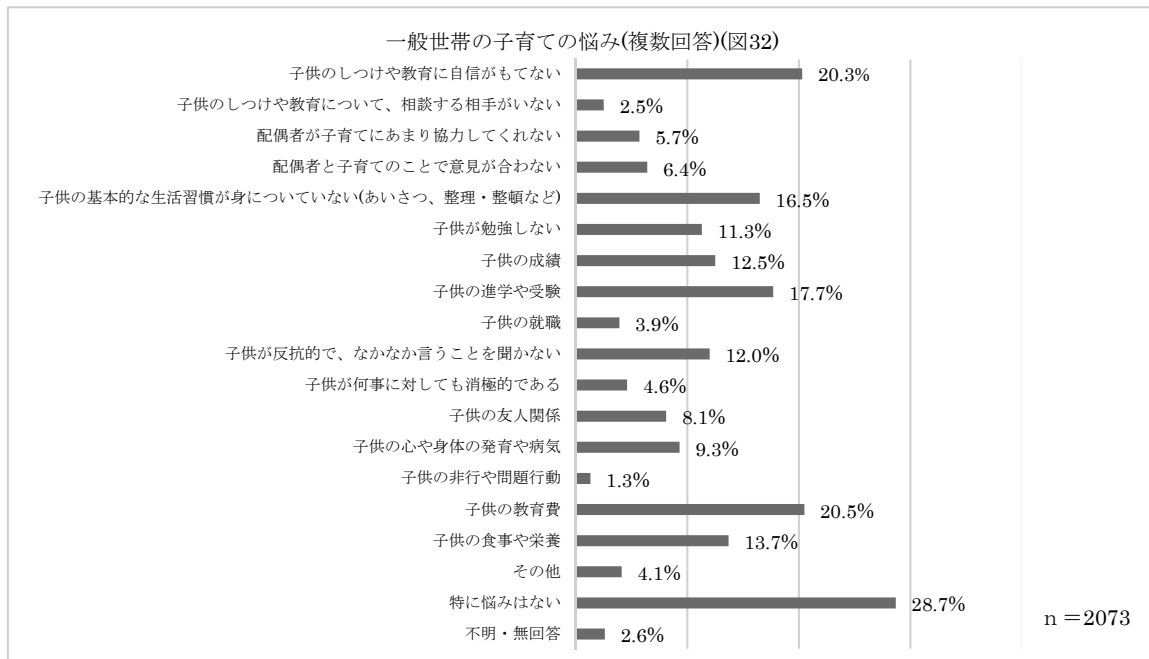
「ひとり親世帯の現在必要としていること、重要だと思う支援等（複数回答）（図31）」として、「子供の就学にかかる費用の軽減」が58.0%と最も多くなっており、次いで「様々な行政サービスの申請や相談が一つの場所でできること」が31.1%となっています。

ひとり親世帯の子供の就学費用の一助となりうる貸付制度等のさらなる周知が必要と考えられます。また、ひとり親世帯の抱える課題は多岐にわたっていることから、それらの課題に適切に対応できるよう相談体制の強化や、関係機関との連携をより一層図る必要があります。



## 9. 子育ての悩みについて

「一般世帯の子育ての悩み（複数回答）（図32）」と「ひとり親世帯の子育ての悩み（複数回答）（図33）」を比較すると、ひとり親世帯については、「子供の教育費」が最も多く42.1%で、次いで「子供の進学や受験」が32.9%となっています。一方、一般世帯については、「特に悩みはない」が最も多く28.7%で、「子供の教育費」は20.5%となっています。ひとり親世帯の子供の教育費の負担が軽減されるような支援のさらなる周知が必要です。また、学習支援等の子供へ直接届く支援についても検討の必要があります。



## 【2】第3次計画の施策の評価

### 第3次計画における施策の体系

第3次計画では以下のとおり5つの施策の推進を行ってきました。第4次計画を策定するにあたり、前計画の施策の状況を評価しました。

#### 《 基本目標 》

『 ひとり親家庭等の誰もが、

生き生きと安心して暮らせる生活環境をめざして 』

#### 《 重点施策 》

1. 相談機能の強化・情報提供の充実
2. 子育て、生活支援の充実
3. 就業支援の強化
4. 養育費確保の推進
5. 経済的支援の推進

## 1. 相談機能の強化・情報提供の充実

### < 評価 >

ひとり親家庭等の抱える問題に相談支援できめ細かく対応するため、母子・父子自立支援員の資質向上に努め、DV や児童虐待の課題が含まれている相談に対しては、関係部署・機関と連携を強化し対応しています。平成29年度からは「保健と福祉の総合相談窓口」さーくるにて家計改善支援事業（平成30年度まで家計相談支援事業）を実施し、家計課題の解決につなげることができました。

また、広報紙やホームページへの掲載を行うほか、各種制度をまとめたリーフレットを配布する等、あらゆる機会を捉えて各種制度の周知や情報提供に努めています。

その他、母子・父子福祉団体への補助金交付等の支援を行い、親子で参加できるふれあい事業を学校の夏休みと冬休みの時期に各1回ずつ実施し、ひとり親家庭等が相互に支えあって生活を向上できる環境づくりにつなげることができました。

ひとり親家庭等が抱える問題は多岐にわたっており、柔軟かつ継続的な支援を続けていくことが必要と考えられます。

また、多様な支援が行き渡るよう、的確な情報提供をすることにより、引き続き総合的かつ適切にひとり親家庭等の自立を図る必要があります。

## 2. 子育て・生活支援の充実

### < 評価 >

保育所等や放課後ルームに入所する児童を選考する入所判定にあたり、ひとり親家庭の福祉の増進が図られるよう特別の配慮をしています。

また、ひとり親家庭の父又は母が安心して就業や求職活動を行えるよう、多様な保育サービスの周知及び活用の促進を図っています。

その他、特に困難な課題を抱えた母子を保護し、自立を促進するための子育て・生活・就労の支援等を実施する母子生活支援施設について、従前の母子生活支援施設から機能を引き継いだ新施設を平成28年度に開設し、引き続き入所者の居住環境の向上、施設の機能の充実を図ることができました。

疾病その他の理由により家事援助等が必要なひとり親家庭等には、一時的なホームヘルプサービスを実施しました。

子供への支援としては、ひとり親家庭や生活保護世帯、生活困窮世帯等の中学生を対象とした学習支援事業を実施しています。また、平成30年度からはスクールソーシャルワーカーの全市立小・中・高・特別支援学校への派遣を開始し、平成26年度から市内全ての市立小学校・中学校・高等学校に配置されているスクールカウンセラーと連携して支援を実施することにより、子供の不安の解消に寄与することができました。

また、住宅確保の支援としては、平成29年度に船橋市居住支援協議会の相談窓口である「住まいるサポート船橋」を開設し、民間賃貸住宅への入居支援を開始しました。家賃債務保証料の助成を行う民間賃貸住宅入居支援事業は、平成30年度より家賃債務保証支援事業と事業名を改め、対象となる家賃債務保証事業者を3社から40社以上に変更するなどの拡大を図りました。

保護者のニーズを把握しながら、引き続き必要な時に必要な保育サービスを受けられるよう、情報の周知に努め、適切かつ迅速にサービスを提供する必要があります。

また、子供の生活や学習への支援について、関係部署と連携し事業内容や情報提供について検討する必要があると考えられます。

### 3. 就業支援の強化

#### < 評価 >

ひとり親家庭等のための託児付きの就業準備・離転職セミナーやパソコン技能習得講習の開催においては、受講の対象者に20歳未満のひとり親家庭の児童を追加することやニーズに合わせて講習内容を変更することにより、就業の促進を図ることができました。

児童扶養手当受給者及び同等の所得水準にある者の就業を効果的に促進するため、自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進給付金事業を実施し、資格取得・技能習得のための支援をしています。平成28年度には、高等学校を卒業していない（中退を含む）ことから希望する就業ができない、安定した就業が難しい等の支障が生じているひとり親家庭等の親及び児童に対して、対策講座の受講費用の軽減を図り、学び直しを支援するため、高等学校卒業程度

認定試験合格支援事業を開始しました。

その他、児童扶養手当受給者及び同等の所得水準にある者の経済的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施しています。受給者の現況届提出時等、あらゆる機会を捉え、事業の周知に努めました。

また、ハローワーク船橋マザーズコーナー等と連携し、効率的かつ効果的な就業支援を行いました。

知識や技能の習得によってより良い条件の就業につながることから、就業・自立支援センター事業及び給付金事業について、ニーズに適切に対応できるよう事業の内容等について研究し、引き続き事業の周知に努める必要があります。

また、今後も県や国、福祉部門と労働行政部門との連携を図り、継続的な就労支援をする必要があります。

#### 4. 養育費確保の推進

##### < 評価 >

養育費に関して、引き続き母子・父子自立支援員の資質及び専門性の向上を図り、情報提供を行っています。平成29年度からは、ひとり親家庭の養育費の確保のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談事業を開始し、専門的な情報を提供することにより養育費確保の推進に寄与することができました。

養育費の負担は子供の成長のため、親として果たすべき義務であり、情報提供やきめ細かい相談の実施、相談窓口の周知を引き続き推進していく必要があります。

#### 5. 経済的支援の推進

##### < 評価 >

生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図るために児童扶養手当給付事業を実施しています。令和元年11月に支払われる児童扶養手当からは、収入のばらつきを抑え、家計の管理をしやすくするために、支払期月を年3回



(4月、8月、12月)から、年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直しました。

また、修学資金等の資金を無利子又は低利子で行うことにより、経済的自立の助成や福祉の増進を図ることができました。

他には母子家庭、父子家庭等医療費助成や母子家庭、父子家庭等高等学校等修学援助金、遺児手当、母子家庭、父子家庭等児童入学祝金の事業等を実施し、各種助成制度等の情報提供に努めました。

ひとり親家庭等の家計は依然として厳しい環境に置かれていることから、経済的支援の推進が引き続き必要であり、制度の周知徹底を図る必要があります。

### 【3】取り組むべき課題の整理

「【1】アンケート調査結果にみる現状」及び「【2】第3次計画の施策の評価」を受け、第4次計画に向けて課題を整理しました。

課題1	相談機能の強化及び充実を図ること 支援の周知及び的確な情報提供を行うこと
<ul style="list-style-type: none"><li>・ひとり親家庭等の抱える課題は育児、就労、経済面など幅広い分野に渡っていることから、きめ細かく対応する必要があり、これらに適切に対応できる母子・父子自立支援員の資質向上をはじめとする、ひとり親家庭等の相談機能の強化と充実が求められます。</li><li>・ひとり親家庭等の相談支援においては、DVや児童虐待の課題が含まれている場合もあることから、これらに総合的かつ適切に対応するため、引き続き関係部署及び機関との連携を図る必要があります。</li><li>・ひとり親家庭等の自立を図るため、多様な支援施策や社会資源等の情報が行き渡るよう的確な情報提供を行う必要があります。</li></ul>	

課題2	安心して子育てができるよう、生活の支援を行うこと
<ul style="list-style-type: none"><li>・就労、家事、子育ての負担を一人で背負うこととなるひとり親家庭の負担を軽減するため、多様な保育サービスを引き続き提供する必要があります。</li><li>・多様な保育サービスから適切なものを選択するための支援や、制度の周知及び利用に関する情報提供の充実が必要です。</li><li>・子供の居場所や学習支援などの子供への支援については、制度内容や情報提供の充実を図る必要があります。</li><li>・良質で安価な住宅の確保のための支援を引き続き行う必要があります。</li></ul>	

課題3	就業の促進に向けた支援を推進すること
<ul style="list-style-type: none"><li>・ひとり親家庭等のビジネススキルの向上や、より条件の合う仕事への就職、転職、安定した収入を得られる就業につなげる支援をしていく必要があります。</li><li>・就業促進につながる知識や技能の習得について、今後もニーズを把握し、支援に繋げていく必要があります。また、各種講座や資格取得や技能習得にかかる給付金の制度について、引き続き周知することが必要です。</li><li>・今後も福祉部門と労働行政部門との複合的な連携により、効率的・効果的な就労支援が必要です。</li></ul>	

<b>課題 4</b>	<b>生活や子供の福祉のために、養育費確保等の支援を推進すること</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育費を受け取っている割合が少ないこと、面会交流の取り決めをしている割合や、現在実施している割合が少ないことから、養育費及び面会交流に関する情報提供や相談窓口の周知をさらに徹底していく必要があります。</li> <li>・相談者に対し、より具体的かつ的確な情報提供ができるよう、母子・父子自立支援員の資質及び専門性の向上や弁護士による相談機能の充実を図り、効果的な支援を行います。</li> </ul>	

<b>課題 5</b>	<b>ひとり親家庭等に対して、経済的な支援を行うこと</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭等においては、手取り収入が少ない割合が多く、生活の安定、向上及び福祉の増進に資するための経済的支援が必要です。</li> <li>・ひとり親家庭等の子供の教育費の一助となりうる就学費用の貸付など、適切な制度の周知が必要です。</li> </ul>	

<b>課題 6</b>	<b>子供の貧困対策の推進を図ること</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査結果による現状と課題や、国の法律および大綱の趣旨を踏まえ、ひとり親家庭の子供の貧困対策を推進していく必要があります。</li> </ul>	



## 第 3 章

# 基本的な方向性と

# 基本目標

## 【 1 】 計画の方向性

本市では、母子家庭等自立促進計画（平成17年度～平成21年度（第1次計画））、（平成22年度～平成26年度（第2次計画））、ひとり親家庭等自立促進計画（平成27年度～平成31年度（第3次計画））を策定し、就労支援を中心とした自立支援策や児童扶養手当等の経済的支援策を併せ一体的に進めてまいりました。

今後も生活の基盤を支える支援を充実させながら、総合的な自立支援に向けた施策を展開していきます。

また、ひとり親家庭等が抱える幅広い課題に応じた適切な支援を提供する必要がある、第2章までにおいて整理された課題に対応するため、総合的な自立支援に向けた施策を展開するとともに、関係機関や地域福祉を担う民生委員・児童委員等と連携し適切な支援に努めます。

その他、子供への学習支援等、子供自身への支援を実施するなど、子供の貧困対策を見据えた施策の推進を図ります。

## 【 2 】 基本目標

**『ひとり親家庭等の誰もが、**

**生き生きと安心して暮らせる生活環境をめざして』**

本市では、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のため、平成17年度から、船橋市母子家庭等自立促進計画を策定し、各種施策の展開を図ってきました。

第4次計画には、第1次から第3次計画の基本目標を継承した5つの重点施策に加え、新たに「子供の貧困対策の推進」を設定し、各施策の推進を図るものとします。

## 重点施策

### 《相談機能の強化・情報提供の充実》

ひとり親家庭等の自立支援のため、育児・就労・経済的問題など幅広い分野にわたる相談に適切に対応できるよう体制を強化し、多様な支援施策や社会資源などの情報を的確に提供できるよう、関連部署・機関等と連携し情報提供機能の充実を図ります。

### 《子育て・生活支援の充実》

ひとり親家庭が子育てと、就業等との両立をしながら安心して生活できるよう、保育所等への入所時の配慮、多様な保育サービスの提供、住宅確保の支援、子育てや生活の支援を充実するとともに、学習支援等の子供自身への支援を推進します。

### 《就業支援の強化》

ひとり親家庭等が自立した生活を送るため、個々の状況に合わせた就業支援を強化します。資格取得・技能習得の支援を行うとともに、関係機関との連携を深め、より良い条件の職につなげられるよう就業・転職に関する支援を推進します。

### 《養育費確保等の推進》

養育費・面会交流は、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、子供の福祉の観点からも望ましいことであることから、ひとり親家庭が養育費を適切に受け取ることができるよう、養育費確保のための取組や養育費・面会交流に関する相談及び啓発活動を推進します。

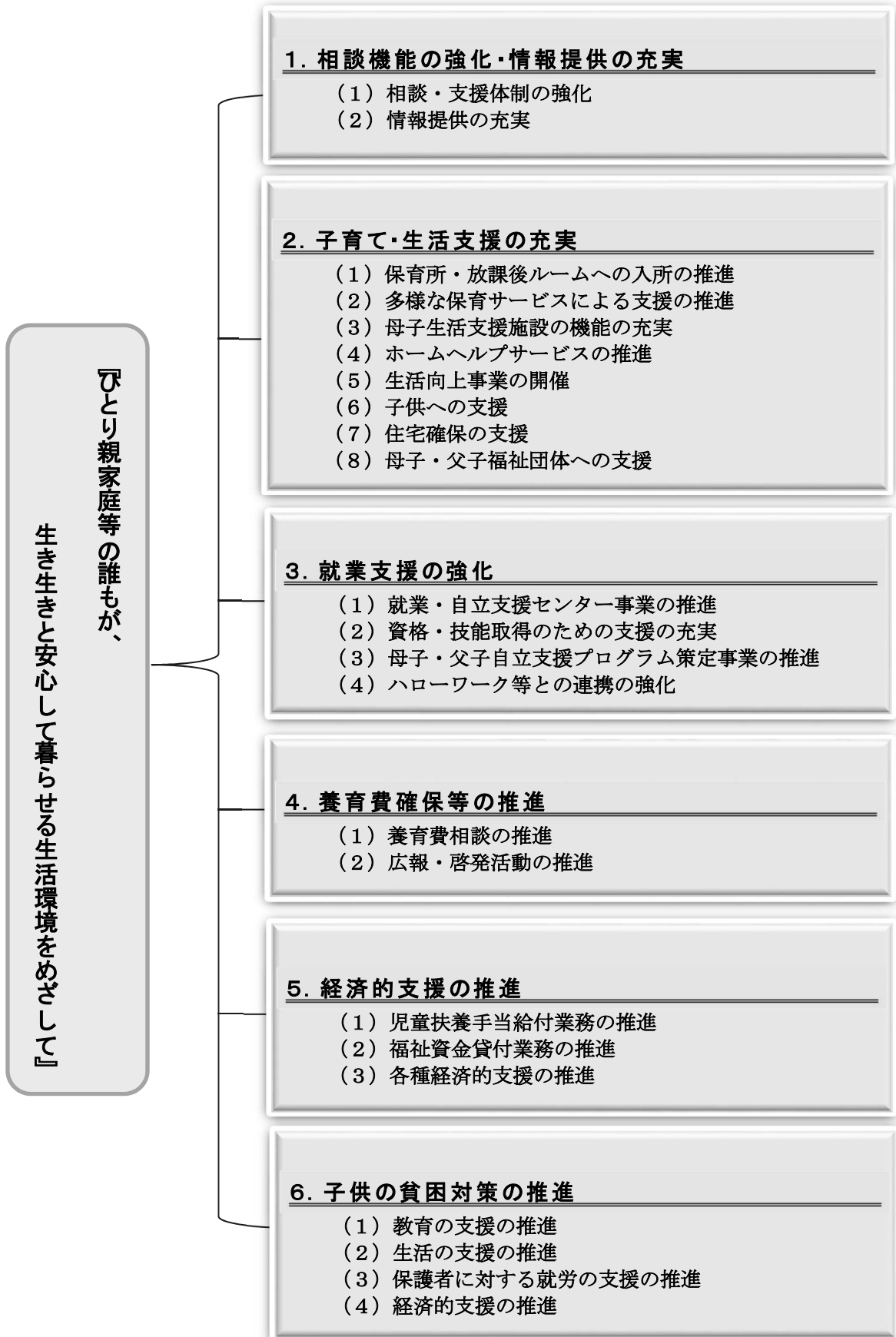
### 《経済的支援の推進》

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進のため、児童扶養手当等の各種給付や福祉資金貸付の制度について積極的に情報提供を実施することにより、制度の利用促進を図ることで、経済的支援を推進します。

### 《子供の貧困対策の推進》

子供の現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、育成環境の整備や教育の均等化を図り、生活や就労の支援等と併せて子供の貧困対策を総合的に推進します。

## 【3】施策の体系





## 第 4 章

# 施策の展開

## 【1】施策の展開

令和2年度から令和6年度までに、6つの重点施策に基づき推進する施策は以下のとおりです。

これらの施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係部署からなる連絡調整会議により、各施策の実施状況を把握し、計画の進行管理を行います。

- ▶ 重点施策…ひとり親家庭等に特化した事業及び各種利用料の減免など、特別な配慮のある施策。
- ▶ その他の主要な施策…重点施策以外で課題に対応して取り組む施策。

### 施策1 相談機能の強化・情報提供の充実

課題1	相談機能の強化及び充実を図ること 支援の周知及び的確な情報提供を行うこと
<ul style="list-style-type: none"><li>・ひとり親家庭等の抱える課題は育児、就労、経済面など幅広い分野に渡っていることから、きめ細かく対応する必要がある、これらに適切に対応できる母子・父子自立支援員の資質向上をはじめとする、ひとり親家庭等の相談機能の強化と充実が求められます。</li><li>・ひとり親家庭等の相談支援においては、DVや児童虐待の課題が含まれている場合もあることから、これらに総合的かつ適切に対応するため、引き続き関係部署及び機関との連携を図る必要があります。</li><li>・ひとり親家庭等の自立を図るため、多様な支援施策や社会資源等の情報が行き渡るような的確な情報提供を行う必要があります。</li></ul>	

#### 施策の体系

1. 相談機能の強化・情報提供の充実
  - (1) 相談・支援体制の強化
  - (2) 情報提供の充実

## 重点施策

### (1) 相談・支援体制の強化

ひとり親家庭等の抱える問題にきめ細かく対応するため母子・父子自立支援員の資質向上に努めます。また、DV や児童虐待の課題が含まれている相談に対しては、関係部署・機関とさらに連携を強化し対応します。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
母子・父子自立支援員が、生活全般についての相談、求職活動等就業についての相談、福祉資金の貸付に関する相談その他自立に必要な相談支援を行います。  【担当課：児童家庭課】	自立支援員による相談件数 5,782件 (うち夜間等相談101件)	各種研修会等に参加するなど、母子・父子自立支援員の資質向上に努め、相談者が悩み事を解消できるよう他機関とも連携し、相談支援の充実を図ります。

### (2) 情報提供の充実

ひとり親家庭等に対する支援策について、各種制度をまとめたリーフレットの配布や、母子・父子自立支援員による情報の提供及び相談対応を行います。

また、情報提供については、ICTの活用等、より効果的な方法を研究していきます。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
ひとり親家庭等に対する支援策について、広報誌やホームページにより広報啓発を行うほか、各種制度をまとめたリーフレット「ひとり親家庭のみなさまへ」の配布や、母子・父子自立支援員による情報の提供及び相談対応を行います。 また、ひとり親家庭等については、様々な支援施策や社会資源等の情報が行き渡りにくい場合も想定されることから、母子保健や教育部門、地域福祉を担う民生委員・児童委員等、関係部署・機関と連携しながら情報提供を行います。  【担当課：児童家庭課】	「ひとり親家庭のみなさまへ」、就業支援制度にかかるリーフレット等の配布をはじめ、戸籍住民課・出張所でのパンフレット配布等、機会を捉えて各種制度の周知や情報提供に努めました。	引き続き、様々な機会を捉えて各種制度の周知や情報提供に努めるとともに、必要な情報が十分に行き渡るように、ICTの活用等より効果的な周知方法を研究していきます。

## その他の主要な施策

### ○法律や生活に関する相談 【 担当課：市民協働課 】

法律や生活に関する相談ができる各種相談窓口を設置します。実績としては、女性のための法律相談、女性の生き方相談、男性の生き方相談を行っており、今後も引き続き相談業務の周知及び充実を図ります。

### ○法律や生活に関する相談 【 担当課：市民の声を聞く課 】

法律や生活に関する相談ができる各種相談窓口を設置します。実績としては、市民法律相談、市民生活相談を行っており、今後も複雑多様化した世相を反映し様々な問題に対応するため、継続して実施します。

### ○家計改善支援事業 【 担当課：地域福祉課 】

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供や専門的な助言等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に困窮状態から脱却し、生活が再生されるよう支援します。

## 施策2 子育て・生活支援の充実

### 課題2 安心して子育てができるよう、生活の支援を行うこと

- ・就労、家事、子育ての負担を一人で背負うこととなるひとり親家庭の負担を軽減するため、多様な保育サービスを引き続き提供する必要があります。
- ・多様な保育サービスから適切なものを選択するための支援や、制度の周知及び利用に関する情報提供の充実が必要です。
- ・子供の居場所や学習支援などの子供への支援については、制度内容や情報提供の充実を図る必要があります。
- ・良質で安価な住宅の確保のための支援を引き続き行う必要があります。

#### 施策の体系

### 2. 子育て・生活支援の充実

- (1) 保育所・放課後ルームへの入所の推進
- (2) 多様な保育サービスによる支援の推進
- (3) 母子生活支援施設の機能の充実
- (4) ホームヘルプサービスの推進
- (5) 生活向上事業の開催
- (6) 子供への支援
- (7) 住宅確保の支援
- (8) 母子・父子福祉団体への支援

### 重点施策

#### (1) 保育所等・放課後ルームへの入所の推進

保育所等・放課後ルームに入所する児童を選考する入所判定にあたり、ひとり親家庭に対して点数の加点を行うことで、引き続き就労・就職活動等が行いやすい環境作りに努めます。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
保育所入所の審査に際して、仕事と家庭の両立支援として、ひとり親家庭に対し優先的に入所できるよう配慮します。 <b>【担当課：保育認定課】</b>	<点数の加点> ひとり親世帯の入所児童数 963人 (平成31年3月) ※認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業含む。	今後もひとり親家庭については、加点を行い優先度を上げて対応します。

取 組 内 容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
放課後ルーム入所の審査に際して、仕事と家庭の両立支援として、ひとり親家庭に対し優先的に入所できるよう配慮します。  【担当課：地域子育て支援課】	放課後ルームの入所判定にあたり、ひとり親家庭に対して点数の加点等を行うことで、就労等が行いやすい環境づくりに努めました。	今後もひとり親家庭については、加点を行い優先度を上げて対応します。

## (2) 多様な保育サービスによる支援の推進

ひとり親家庭の父又は母が安心して就業や求職活動を行えるよう、多様な保育制度の周知及び利用に関する情報提供を図り、効果的な制度の活用促進を図ります。

### ① ファミリー・サポート・センター事業の実施

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者で児童の預かり等の援助を希望する方と、当該援助を行うことを希望する方を会員として、相互援助活動に関する連絡、調整等を行います。保育所等の開始前後における児童の預かりや送迎、また保護者の体調不良や休養時等に児童の預かりを行うことで、仕事と育児の両立や地域の子育てを支援します。また、ひとり親家庭の利用にあたっては、経済的負担の軽減を図るため利用料の減免を行います。

取 組 内 容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
ファミリー・サポート・センター事業に際して、ひとり親家庭に対し、利用料の減免を実施します。  【担当課：地域子育て支援課】	<援助件数> 10,483件 (1,058件) ※ ( )内はひとり親家庭	更なる事業の充実に努めます。

## ② 子育て短期支援事業の充実

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、一定期間、養育及び保護を行います。平成28年度からは市内の母子生活支援施設において実施しています。なお、ひとり親家庭かつ非課税世帯については、利用料を減免しています。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
子育て短期支援事業に際して、ひとり親家庭かつ非課税世帯に対し、利用料の減免を実施します。 【担当課：地域子育て支援課】	<利用延べ日数> ①短期入所生活援助 242日(206日) ②休日預かり 111日(61日) ③夜間養護0日(0日) ※( )内はひとり親家庭	引き続き、必要な世帯にサービスが行き渡るよう努めます。

## (3) 母子生活支援施設の機能の充実

整備費の補助を行うことにより、入所者の居住環境の向上等、母子生活支援施設の機能の充実を図ります。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
特に困難な課題を抱えた母子を保護し自立を促進するため、子育て・生活の支援及び就業支援等を行います。 【担当課：児童家庭課】	入居者の居住環境の向上など、施設の機能の充実を図るため設置運営法人に補助金を交付しました。 入所世帯数(平成30年4月1日現在) 20世帯49人	引き続き、整備費の補助を行い、施設の機能の充実を図ります。

## (4) ホームヘルプサービスの推進

家事援助等が必要なひとり親家庭等に適切なサービスを提供できるよう、事業の周知に努め、利用促進を図ります。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
疾病その他の理由により、一時的に日常生活を営むのに支障があるひとり親家庭等に対し、家事援助等を行うホームヘルパーを派遣します。 【担当課：児童家庭課】	ヘルパー派遣件数 5件	対象者へ必要に応じて適切にサービスの提供ができるよう、引き続き様々な機会を捉えて制度の周知に努めます。

## (5) 生活向上事業の開催

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、子供のしつけ・育児又は自身や子供の健康管理など様々な面において困難に直面することとなります。このため、家計管理・育児等に関する専門家による講習会等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図ります。

また、ひとり親家庭が孤立することのないよう、親同士の情報交換の場や親子の交流の場、その他、ひとり親家庭の子供達が気兼ねなく体験活動等に参加できる機会を提供できるように検討します。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
家計管理等に関する専門家による講習会等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図ります。  【担当課：児童家庭課】	令和元年度より新規事業として実施。	引き続き、ひとり親家庭等の生活の向上が図られるような同様の事業を企画するとともに、参加者が増加するよう事業の周知に努めます。

## (6) 子供への支援

ひとり親世帯等の中学生を対象に学習支援を行うとともに、進学、進路、その他の相談を通じて、ひとり親世帯等の不安感を解消し自立の促進が図られるよう事業を推進します。また、参加者のニーズ等をふまえ、今後の事業の方向性を見極めて適切に対応します。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
生活保護世帯、生活困窮世帯及びひとり親世帯等の中学生を対象に、学習支援を行うとともに、進学、進路、その他の相談にも応じます。また、高校中退防止の取り組みとして、高校進学後の面談等を行います。対象となるひとり親世帯等については、児童家庭課より案内通知を送付しています。  【担当課：児童家庭課、地域福祉課】	ひとり親世帯等への案内通知839名  <参加者> ①中学生234人(124人) [内訳] 南部会場44人(26人) 東部会場85人(49人) 西部会場51人(26人) 北部会場54人(23人) ②高校生8人 ※( )は内ひとり親世帯等の参加者数	引き続き、中学生への学習支援と高等学校等への進学後の支援を実施するほか、事業内容や情報提供の充実については関係部署との意見交換を行いながら、研究します。



## (7) 住宅確保の支援

ひとり親家庭の市営住宅の優先入居枠を引き続き設け、入居を支援します。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
<p>ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、市営住宅の優先入居や民間賃貸住宅の入居支援等、円滑な住宅入居を支援します。</p> <p>【担当課：住宅政策課】</p>	<p>平成29年度に船橋市居住支援協議会と相談窓口である「住まいるサポート船橋」を開設し、民間賃貸住宅への入居支援を開始しました。また、家賃債務保証料の助成を行う民間賃貸住宅入居支援事業は、平成30年度より家賃債務保証支援事業と事業名を改め、対象となる家賃債務保証事業者を3社から40社以上に変更するなどの拡大を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市営住宅優先入居枠：56戸</li> <li>ひとり親家庭等入居数：156戸</li> <li>○市営住宅空家募集時のひとり親家庭等入居状況</li> <li>ひとり親家庭等当選者：21世帯</li> <li>総当選者：58世帯</li> <li>○住まいるサポート船橋のひとり親家庭相談状況</li> <li>相談数：8世帯</li> <li>成約数：3世帯</li> <li>○家賃債務保証支援事業助成件数：6件 (内ひとり親家庭0件)</li> </ul>	<p>市営住宅については、今後の募集状況によっては、ひとり親専用住戸を増やすことを検討します。また、住まいるの相談窓口「住まいるサポート船橋」と家賃債務保証支援事業については、広報を通じて周知を図ります。</p>

## (8) 母子・父子福祉団体への支援

ひとり親家庭等が相互に支え合って生活を向上できる環境づくりのため、引き続き団体の活動や事業の拡充を支援します。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
<p>「船橋市ひとり親家庭等福祉会」の活動を支援します。</p> <p>【担当課：児童家庭課】</p>	<p>円滑に活動を遂行できるように補助金を交付したほか、母子・父子福祉団体主催の親子のふれあい事業（夏休み、冬休みに各1回）の実施について支援を行いました。</p>	<p>引き続き、補助金の交付や主催事業の支援を行い、母子・父子福祉団体の活動を通じ、ひとり親家庭等同士の交流を推進していきます。</p>

## その他の主要な施策

### ○一時預かり事業の実施 【 担当課：保育認定課 】

- ・ 幼稚園における一時預かり事業：保護者が一時的に保育困難となった幼稚園の在園児について、教育時間を越えて一時的に預かり、必要な保護を行う事業の推進により、保育の利用を希望する保護者の選択肢を広げるとともに、就労していても幼稚園に通わせたいという保護者の希望に対応します。
- ・ 認可保育所等における一時預かり事業：保護者の私用・疾病・不定期の就労等の理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に保育所等において預かり、必要な保護を行います。

### ○病児・病後児保育事業の実施 【 担当課：保育認定課 】

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行います。平成30年度の実績としては、6施設で実施し、年間延べ利用児童数は1,913人でした。引き続き、病児・病後児の預かりを行います。

### ○休日保育事業の実施 【 担当課：保育認定課 】

認可保育所の在園児が保護者の就労等により、日曜・祝日等（1月1日から1月3日は除く）及び年末（12月29日から31日まで）に、家庭において保育を受けることができない場合に、休日保育を実施します。平成30年度の実績としては、2園で実施し、年間延べ利用児童数は815人でした。引き続き、休日に家庭で保育できない児童の預かりを行います。

### ○時間外保育事業（延長保育事業）の充実 【 担当課：保育認定課 】

保育必要量の認定において認定された保育利用時間を超えて、保育を必要とする子供について、保育所及び認定こども園の全施設にて時間外保育を実施しています。

## **○スクールカウンセラー事業の推進**

**【 担当課：指導課 】**

市内の小学校、高等学校にスクールカウンセラーを配置し、児童、保護者等からの相談に対応します（中学校は、千葉県教育委員会が配置）。小学校の平成30年度の延べ相談件数は、16,139件、その内、児童相談件数は5,109件であり、スクールソーシャルワーカーとも連携しながら継続して相談できる体制をより充実させていきます。また、スクールカウンセラーの活動内容を相談活動以外にもさらに広めていきます。

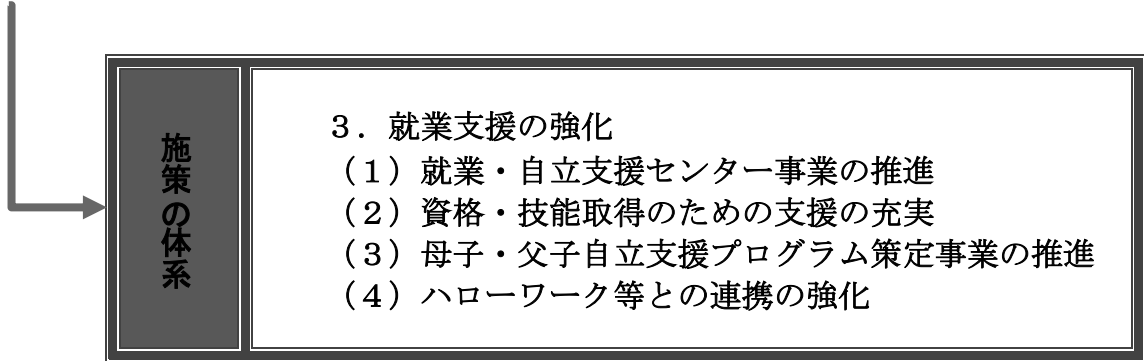
## **○スクールソーシャルワーカー事業の推進**

**【 担当課：総合教育センター 】**

市立小・中・特別支援学校・高等学校に通う児童生徒の抱える不登校、児童虐待等の問題解決に向け、福祉の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた環境に働きかけ、支援を行います。

**施策 3 就業支援の強化**

<b>課題 3</b>	<b>就業の促進に向けた支援を推進すること</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭等のビジネススキルの向上や、より条件の合う仕事への就職、転職、安定した収入を得られる就業につなげる支援をしていく必要があります。</li> <li>・就業促進につながる知識や技能の習得について、今後もニーズを把握し、支援に繋げていく必要があります。また、各種講座や資格取得や技能習得にかかる給付金の制度について、引き続き周知することが必要です。</li> <li>・今後も福祉部門と労働行政部門との複合的な連携により、効率的・効果的な就労支援が必要です。</li> </ul>	



**重点施策**

**(1) 就業・自立支援センター事業の推進**

ひとり親家庭等のニーズに適切に対応できるよう事業の内容等について研究し、受講の促進を行います。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
ひとり親家庭等の就業促進を図るため、就業準備・離転職セミナーやパソコン技能習得講習を開催します。  【担当課：児童家庭課】	○パソコン講習23回 延べ受講者178人 ○就職セミナー4回 延べ受講者17人	ひとり親家庭のニーズの把握に努めるとともに、より安定した就業につながるような講習会やセミナーを検討し、就業支援の充実を図ります。

## (2) 資格・技能取得のための支援の充実

個々の主体的な能力開発の取組みを支援し、就業に有利な資格の取得による自立促進を図るため、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業の利用促進を図ります。

また、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げるため、ひとり親家庭の親及び児童の学び直しの支援を推進します。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
ひとり親家庭の父や母の就業をより効果的に促進するため、資格取得等に際し給付金を支給します。 【担当課：児童家庭課】	○自立支援教育訓練給付金 受給者7人 総給付額328,258円 ○高等職業訓練促進給付金 受給者14人 総給付額13,479千円 ○修了支援給付金 受給者4人 総給付額175千円 ○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・受講修了時給付金 受給者3人 総給付額156,456円 ・合格時給付金 受給者3人 総給付額279,608円	就業に有利な資格取得のための支援であることから、利用者の増加に向け、更なる事業の周知に努めます。

## (3) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進

児童扶養手当受給者の現況届提出時等、あらゆる機会を捉え、引き続き本事業を周知します。また、策定したプログラムに基づく支援を行うにあたっては、自立・就業の進捗状況を把握し、必要に応じて内容を見直す等、きめ細やかで継続的な支援を行います。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
児童扶養手当受給者の経済的自立を促進するため、受給者の状況やニーズに応じた自立支援計画書を策定し、継続的な自立・就業支援を行います。 【担当課：児童家庭課】	策定数44人 就職者29人	事業を周知するとともに対象者へのきめ細やかで継続的な支援を行い、就業支援の充実を図ります。

#### (4) ハローワーク等との連携の強化

「船橋市と千葉労働局・船橋公共職業安定所が生活保護受給者等に対して就労支援を一体的に実施するための協定書」に基づき、市と県や国、福祉部門と労働行政部門との複合的な連携により、効率的・効果的な就労支援を行います。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
母子・父子自立支援員、母子・父子自立支援プログラム策定員が児童扶養手当受給者と面談する中で、ハローワーク船橋マザーズコーナー等と連携し就労支援を行います。  【担当課：児童家庭課】	児童扶養手当受給者 ハローワーク等と連携47人 就職26人	引き続き、ハローワーク船橋マザーズコーナー等と連携し就労支援を行います。
生活保護受給者等の就労及び自立の促進を図ります。  【担当課：生活支援課】	生活保護受給者 ハローワーク等と連携178名 就職106名	引き続き、職業紹介相談窓口ふなばし等と連携し就労支援を行います。

#### その他の主要な施策

##### ○自立相談支援事業の推進 【担当課：地域福祉課】

生活困窮者に対し、相談支援を行い、就労その他自立に関する支援策の提示、事業利用のためのプランを作成し、自立を支援します。

##### ○住居確保給付事業の推進 【担当課：地域福祉課】

離職又は自営業の廃止により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は喪失するおそれのある者に対し、原則3か月間住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

##### ○就労準備支援事業の推進 【担当課：地域福祉課】

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対し、生活習慣確立のための指導や地域活動への参加等の日常・社会生活自立のための訓練や就労体験等を通じた訓練を行うことで、一般就労に従事することのできる基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。

##### ○就労の促進 【担当課：商工振興課】

市ホームページや本課窓口、本課で開催するセミナー等を通じて雇用に関する情報提供を行うことで、ひとり親家庭の就労促進を図ります。

## 施策 4 養育費確保等の推進

課題 4	生活や子供の福祉のために、養育費確保等の支援を推進すること
<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育費を受け取っている割合が少ないこと、面会交流の取り決めをしている割合や、現在実施している割合が少ないことから、養育費及び面会交流に関する情報提供や相談窓口の周知をさらに徹底していく必要があります。</li> <li>・相談者に対し、より具体的かつ的確な情報提供ができるよう、母子・父子自立支援員の資質及び専門性の向上や弁護士による相談機能の充実、国や県との連携により効果的な支援を行います。</li> </ul>	

### 施策の体系

4. 養育費確保等の推進
- (1) 養育費相談の推進
  - (2) 広報・啓発活動の推進

## 重点施策

### (1) 養育費相談の推進

様々な機会を捉え、情報提供や相談窓口の周知を徹底します。

また、養育費に関して、より具体的かつ的確な情報提供ができるよう、母子・父子自立支援員の資質及び専門性の向上や弁護士による相談機能の充実、国や県との連携により効果的な支援を推進するとともに、養育費の取得率を高める取り組みを検討します。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
母子・父子自立支援員によるひとり親家庭相談において、養育費に関する情報提供を行います。 【担当課：児童家庭課】	自立支援員による養育費相談 373件	養育費の取得率を高めるため、母子・父子自立支援員の資質向上を図り、よりの確な情報提供に努めます。
弁護士による離婚前、離婚後の養育費取得のための法律相談を行います。 【担当課：児童家庭課】	弁護士による養育費相談 55件	利用者の増加に向け周知に努めます。

## (2) 広報・啓発活動の推進

養育費・面会交流に関する正しい知識等を普及できるよう今後も引き続き広報・啓発活動を推進します。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
<p>養育費の負担は子供の成長のため、親として果たすべき義務であることから、離婚に関する相談等の際に、母子・父子自立支援員から養育費・面会交流に関する情報提供を行います。</p> <p>【担当課：児童家庭課】</p>	<p>「ひとり親家庭のみなさまへ」、就業支援制度にかかるリーフレット等の配布をはじめ、戸籍住民課・出張所でのパンフレット配布等、機会を捉えて各種制度の周知や情報提供に努めました。</p>	<p>母子・父子自立支援員の資質向上を図るとともに、様々な機会を捉えて、引き続き情報提供に努めます。</p>



## 施策5 経済的支援の推進

### 課題5 ひとり親家庭等に対して、経済的な支援を行うこと

- ・ひとり親家庭等においては、手取り収入が少ない割合が多く、生活の安定、向上及び福祉の増進に資するための経済的支援が必要です。
- ・ひとり親家庭等の子供の教育費の一助となりうる就学費用の貸付など、適切な制度の周知が必要です。

#### 施策の体系

- ### 5. 経済的支援の推進
- (1) 児童扶養手当給付業務の推進
  - (2) 福祉資金貸付業務の推進
  - (3) 各種経済的支援の推進

## 重点施策

### (1) 児童扶養手当給付業務の推進

児童扶養手当給付対象者への制度の周知に、より一層努め、適正な給付業務を推進します。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
<p>ひとり親家庭に対する経済的支援の主要な施策として、生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進のため、児童扶養手当を給付します。</p> <p>【担当課：児童家庭課】</p>	<p>受給者2,839人 うち、父子家庭111人 (平成31年3月末時点)</p>	<p>対象者の受給漏れが無いよう、引き続き、制度の周知に努め、適正に業務を推進します。</p>

## (2) 福祉資金貸付業務の推進

福祉資金貸付業務について、制度の周知により一層努め、適正な貸付業務を推進します。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
母子父子寡婦福祉資金貸付について、ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金等を無利子又は低利子で貸し付けをします。  【担当課：児童家庭課】	貸付数75件 総貸付額53,955千円	ひとり親家庭等が、必要な時期に的確に貸付を行えるよう、他の貸付制度も含め、機会を捉えて制度の周知に努めます。

## (3) 各種経済的支援の推進

ひとり親家庭等の多くが収入面を課題としていることから、各種の助成制度等を活用できるよう引き続き情報提供を行います。

### ① 母子家庭、父子家庭等医療費助成

ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成します。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
母子家庭、父子家庭等医療費助成を行います。  【担当課：児童家庭課】	助成世帯3,075世帯 助成額183,408千円	対象者の受給漏れが無いよう、引き続き、制度の周知に努めるとともに、継続して事業を実施します。

### ② 遺児手当

児童福祉の増進を図るため、遺児を養育している方に手当を支給します。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
遺児手当を給付します。  【担当課：児童家庭課】	支給延べ人数3,875人 支給額29,574千円	対象者の受給漏れが無いよう、引き続き、制度の周知に努めるとともに、継続して事業を実施します。

### ③その他

#### ○各種検診費用の免除

市が行う各種検診の費用を、児童扶養手当受給者については免除します。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
成人歯科健康診査費用の減免（児童扶養手当受給者）をします。 【担当課：地域保健課】	受診者18人	対象者には個別で受診票を発送し、継続して実施します。
各がん検診費用の減免（児童扶養手当受給者）をします。 【担当課：健康づくり課】	減免要件が複数あるため、児童扶養手当による費用減免者の受診状況の算定が困難です。	母子・父子家庭等の生活の安定と向上に資するため、継続して実施します。

#### ○駐輪場利用料金の免除

市営駐輪場の利用料金を、義務教育修了前の児童を扶養しているひとり親家庭については免除します。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
駐輪場利用料金の減免（ひとり親家庭）をします。 【担当課：都市整備課】	255件	引き続き、同様の取組を実施します。

#### ○保育料の軽減

対象となる世帯の保育料を軽減します。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
年収360万円未満相当のひとり親世帯等に対して、保育料を軽減します。 【担当課：保育認定課】	854件 ※ひとり親以外の基準での適用を含む	引き続き国制度に基づき実施します。

## ○寡婦（夫）控除のみなし適用

婚姻歴のないひとり親家庭に対し、税制上の寡婦（夫）控除があったものとみなして利用料の減免等を行う制度の周知に、引き続き努めます。

以下は、令和元年10月1日現在において実施している事業一覧です。

事業分野	事業名	申請窓口
子育て支援	保育料	保育認定課
	児童手当	児童家庭課
	小学校及び中学校入学援助金	
	放課後児童健全育成事業 (放課後ルーム)	地域子育て支援課
	子育て短期支援事業	
	宿泊型産後ケア	地域保健課
ひとり親家庭支援	児童扶養手当	児童家庭課
	母子家庭、父子家庭等医療費助成制度	
	母子家庭、父子家庭等高等学校等修学援助金	
	高等職業訓練促進給付金	
	児童入所施設措置費等 (助産施設・母子生活支援施設)	
	母子等のホームヘルパー派遣事業	
障害児・者支援	特別児童扶養手当	障害福祉課
	特別障害者手当	
	障害児福祉手当	
	自立支援医療費（精神通院医療）の支給	
	自立支援医療費（更生医療）の支給	
	重度心身障害者医療費助成事業	
	身体障害者福祉電話事業費	
	身体障害者自動車改造費助成金	
	共同生活介護等支援事業費 (グループホーム家賃補助)	
	補装具費の支給	
	補装具費利用者負担額補助金	
	障害者等日常生活用具給付事業費	
	障害者住宅改造費補助金	
	障害福祉サービスの支給	

事業分野	事業名	申請窓口
障害児・者 支援	障害者等日中一時支援事業	障害福祉課
	障害者等移動支援事業	
	重度身体障害者等入浴サービス事業	
	自立支援医療費（育成医療）の支給	地域保健課
	障害児通所等給付費	療育支援課
	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成	
小児医療	小児慢性特定疾病医療費支給事業	地域保健課
	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	
	小児指定疾病医療費助成事業	
	養育医療給付事業	
	療育医療給付事業	
医療支援	結核医療費公費負担扶助	保健総務課
	感染症患者医療費公費負担扶助	
	指定難病医療費助成制度	地域保健課
	肝炎治療特別促進事業	
被爆者支援	訪問介護利用被爆者助成事業	
住宅支援	公営住宅使用料	住宅政策課
	住宅セーフティネット家賃等低廉化事業	
	高齢者住宅改造資金の助成	高齢者福祉課

## ○就学援助

経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の援助を行います。

取組内容	現在の状況(平成30年度)	今後の方向性
就学援助を実施します。 【担当課：学務課】	児童扶養手当受給要件による就学援助認定者1,958名 ※小学校入学準備費の認定者を含む。	国の動向を注視し研究します。

## その他の主要な施策

### ○生活保護

【担当課：生活支援課】

働く能力、資金、他の法律の制度で受けられる支援や扶養義務者からの援助などを活用しても、生活が困難な世帯の最低生活を保障するとともに自立に向けた支援を行います。

## 施策 6 子供の貧困対策の推進

### 課題 6 子供の貧困対策の推進を図ること

・アンケート調査結果による現状と課題や、国の法律および大綱の趣旨を踏まえ、ひとり親家庭の子供の貧困対策を推進していく必要があります。

#### 施策の体系

### 6. 子供の貧困対策の推進

- (1) 教育の支援の推進
- (2) 生活の支援の推進
- (3) 保護者に対する就労の支援の推進
- (4) 経済的支援の推進

本計画では、平成26年8月29日に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」に掲げられた、4つの重点施策をふまえ、以下のとおり本計画に掲載されている事業を整理し、ひとり親家庭に対する子供の貧困対策を推進してまいります。

## ○関連事業一覧

子供の貧困 対策大綱 重点施策	ひとり親家庭等自立促進計画	
	施策	事業名
教育の支援		
施策2. 子育て・生活支援の充実		スクールカウンセラー事業
		スクールソーシャルワーカー事業
		学習支援事業
施策5. 経済的支援の推進		就学援助
生活の支援		
施策1. 相談機能の強化・情報提供の充実		家計改善支援事業
施策2. 子育て・生活支援の充実		保育所等・放課後ルームへの入所の推進
		ホームヘルプサービスの推進
		住居確保給付事業の推進
施策3. 就業支援の強化		自立相談支援事業の推進
就労の支援		
施策3. 就業支援の強化		就業・自立支援センター事業の推進
		資格・技能取得のための支援の充実
		母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進
		就労準備支援事業の推進
		生活保護受給者等の就労及び自立の推進
施策4. 養育費確保等の推進		養育費相談の推進
経済的支援		
施策2. 子育て・生活支援の充実		住居確保給付事業の推進(再掲)
施策5. 経済的支援の推進		児童扶養手当給付業務の推進
		福祉資金貸付業務の推進
		各種経済的支援の推進
		母子家庭、父子家庭等医療費助成
		遺児手当
		保育料の軽減
		寡婦(夫)控除のみなし適用





## 資料編 [目次]

- ・ 計画策定の体制と経緯 . . . . . 62
  
- ・ 船橋市ひとり親家庭等自立促進計画策定懇談会設置要綱 . . . . . 65  
船橋市ひとり親家庭等自立促進計画連絡調整会議設置要領
  
- ・ 第3次計画(平成27年度～平成31年度)の各施策の進捗状況 . . 69
  
- ・ アンケート結果及び調査表 . . . . .

## 計画策定の体制と経緯

### (1) 策定体制

本計画を策定するにあたり、「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画策定懇談会」を設置し、公募による市民委員のほか、ひとり親家庭等福祉団体等の関係機関から意見を聴くことができる体制を整えました。

また、関係各課による「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画連絡調整会議」を設置し、各分野の所管課が連携して総合的な施策に取り組めるよう調整を行いました。

### (2) 基礎資料

平成30年8月に「船橋市の子供のいる世帯の生活状況等に関する調査」（以下「本市調査」）を実施しました。

※ 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

#### ■ 「船橋市の子供のいる世帯の生活状況等に関する調査」について

①調査の目的：船橋市における子供の貧困対策において、対策の方針や新たな施策の策定を検討するための基礎となる、支援が必要な子供や家庭の実態把握と支援ニーズの調査及び、支援ニーズに応える資源量の把握を行うため。

## ②対象及び配布回収状況

世帯区分	対象条件		対象数	配布数	回収数	回収率
① 一般世帯	0～18歳未満の子供がいる世帯（②③を除く）	保護者票	4,000件	3,991件	2,073件	51.9%
		子供票	1,603件	1,601件	697件	43.5%
② ひとり親世帯	ひとり親家庭手当等を受給している世帯全数	保護者票	3,821件	3,807件	1,445件	38.0%
		子供票	2,313件	2,300件	744件	32.3%
③ 生活保護受給世帯	0～18歳未満の子供がいる生活保護受給世帯全数（②を除く）	保護者票	141件	139件	55件	39.6%
		子供票	84件	83件	28件	33.7%

※子供票は10～18歳未満の子供本人が対象、保護者票は0～18歳未満の子供のいる保護者が対象。

※①一般世帯の中には、ひとり親世帯や生活保護受給世帯は含まない。

※②ひとり親世帯の中には、ひとり親世帯で、生活保護を受給している世帯は含む。

※③生活保護受給世帯の中には、ひとり親世帯は含まない。

## ③調査の内容

世帯のうち1名を対象児童に指名のうえで、世帯区分ごとの調査票を世帯主あてに送付しました。対象児童が10歳以上の場合(全体のうち4,000件)、子供用調査票も同封し対象児童自身が回答するとしてしました。

保護者用	子供用
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の生活習慣</li> <li>・子供の学校生活や教育</li> <li>・家庭での生活</li> <li>・世帯の状況</li> <li>・家計の状況</li> </ul> <p>&lt; ひとり親世帯に対しての主な設問 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○養育費の受取状況</li> <li>○面会交流状況</li> <li>○資格取得状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身のこと</li> <li>・ふだんの生活</li> <li>・学校や勉強</li> <li>・友達や家族のこと</li> <li>・自身の考え</li> </ul>

④ 調査の実施期間：平成30年8月24日(金)～平成30年9月7日(金)まで

### (3) 策定経緯

平成30年8月	・本市調査実施（船橋市の子供のいる世帯の生活状況等に関する調査）
平成31年4月	・各施策の進捗状況の調査実施
令和元年 5月	・第1回船橋市ひとり親家庭等自立促進計画連絡調整会議開催 ・第1回船橋市ひとり親家庭等自立促進計画策定懇談会開催
令和元年 7月	・素案作成
令和元年 8月	・第2回船橋市ひとり親家庭等自立促進計画連絡調整会議開催 ・第2回船橋市ひとり親家庭等自立促進計画策定懇談会開催
令和元年11月	・第3回船橋市ひとり親家庭等自立促進計画連絡調整会議開催 ・第3回船橋市ひとり親家庭等自立促進計画策定懇談会開催
令和元年12月	・議会への報告 ・パブリックコメントの実施
令和2年 1月	・船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会からの意見聴取
令和2年 2月	・船橋市社会福祉審議会への報告 ・第4回船橋市ひとり親家庭等自立促進計画連絡調整会議開催 ・第4回船橋市ひとり親家庭等自立促進計画策定懇談会開催
令和2年 3月	・計画公表

## 船橋市ひとり親家庭等自立促進計画策定懇談会設置要綱

### (目的)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年7月1日法律第129号。以下「法」という。)第11条及び第12条の規定に基づき「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」(以下「計画」という。)を策定するにあたり、母子・父子福祉団体等及びその他の関係者の意見を反映し関係機関等との連携を図るため、船橋市ひとり親家庭等自立促進計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において「ひとり親家庭等」とは、法第6条第4項及び第5項の定める「寡婦」及び「母子家庭等」をいう。

### (所管事務)

第3条 懇談会は次の事務を所掌する。

- (1) ひとり親家庭等の自立促進に係る提言に関すること。
- (2) ひとり親家庭等の自立のための支援策に係る意見交換に関すること。

### (組織)

第4条 懇談会の委員は別表に掲げる関係機関のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 懇談会の委員の任期は1年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は懇談会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 懇談会の会議は会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

- 2 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

### (事務局)

第6条 懇談会の事務局は、健康福祉局子育て支援部児童家庭課が行う。

### (災害補償)

第7条 委員の職務上生じた災害については、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例33号)」の規定に準じて補償するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成32年3月31日をもって廃止する。

別表

船橋市ひとり親家庭等自立促進計画策定懇談会委員

	関係機関
民間（8名）	船橋市ひとり親家庭等福祉会
	船橋市民生児童委員協議会
	船橋市社会福祉協議会
	船橋市福祉サービス公社
	船橋商工会議所
	母子生活支援施設運営者
	市民委員
	市民委員
公的機関（2名）	船橋公共職業安定所
	船橋市母子・父子自立支援員

## 船橋市ひとり親家庭等自立促進計画連絡調整会議設置要領

### (設置)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年7月1日法律第129号。以下「法」という。）第11条及び第12条の規定に基づき策定する「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「計画」という。）を総合的に推進するため、船橋市ひとり親家庭等自立促進計画連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要領において、「ひとり親家庭等」とは、法第6条第4項及び第5項に定める「寡婦」及び「母子家庭等」をいう。

### (組織)

第3条 連絡調整会議は、子育て支援部長及び別表に規定する者により組織する。

### (所掌事項)

第4条 連絡調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 計画の課題に関する調査及び研究に関すること。
- (3) その他必要と認められること。

### (会議)

第5条 子育て支援部長は、連絡調整会議の座長となり会議を主宰する。

- 2 座長が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 連絡調整会議の庶務は、健康福祉局子育て支援部児童家庭課において行う。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡調整会議の運営について必要な事項は、座長が連絡調整会議に諮って定める。

#### 附 則

この要領は、平成16年6月21日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表

市民生活部	市民協働課長
経済部	商工振興課長
建設局建築部	住宅政策課長
健康福祉局福祉サービス部	地域福祉課長
	生活支援課長
健康福祉局子育て支援部	子供政策課長
	児童家庭課長
	家庭福祉課長
	保育認定課長
	地域子育て支援課長
教育委員会学校教育部	学務課長



## 第3次計画(平成27年度～平成31年度)の各施策の進捗状況

### 第3次計画(平成27年度～平成31年度)の各施策の進捗状況

第3次計画		所管課	内容	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績
重点 施策	具体的な 事業						
相談機能の強化・情報提供の充実	相談支援	児童家庭課	母子・父子自立支援員が、生活全般についての相談、求職活動等就業についての相談、福祉資金の貸付に関する相談その他自立に必要な相談支援を行う。	自立支援員による相談件数 5,408 件 うち、夜間等相談件数 90 件	自立支援員による相談件数 5,281 件 うち、夜間等相談件数 116 件	自立支援員による相談件数 4901 件 うち、夜間等相談件数 110 件	自立支援員による相談件数 5,782 件 うち、夜間等相談件数 101 件
		市民協働課 (H31.4.1 組織改正により、男女共同参画センターから変更)	法律や生活に関する相談ができる各種相談窓口を設置する。	女性のための法律相談 144 件 女性の生き方相談 233 件 男性の生き方相談 92 件	女性のための法律相談 157 件 女性の生き方相談 232 件 男性の生き方相談 123 件	女性のための法律相談 144 件 女性の生き方相談 238 件 男性の生き方相談 156 件	女性のための法律相談 155 件 女性の生き方相談 243 件 男性の生き方相談 140 件
		市民の声を聞く課	法律や生活に関する相談ができる各種相談窓口を設置する。	市民法律相談(面談、予約制) 1,145 件 市民生活相談(面談、先着順) 2,223 件	市民法律相談(面談、予約制) 1,210 件 市民生活相談(面談、先着順) 1,735 件	市民法律相談(面談、予約制) 1,207 件 市民生活相談(面談、先着順) 1,737 件	市民法律相談(面談、予約制) 1,202 件 市民生活相談(面談、先着順) 1,743 件
	情報提供	児童家庭課	ひとり親家庭等に対する支援策について広報啓発を行うほか、各種制度をまとめたリーフレットの配布や、母子・父子自立支援員による情報の提供及び相談対応を行っている。	転入した方や離婚届を提出した方に向けてもリーフレットの配布を行い、情報提供に努めた。	「ひとり親家庭のみなさまへ」、就業支援制度にかかるリーフレット等の配布をはじめ、戸籍住民課・出張所でのパンフレット配布等、あらゆる機会を捉えて各種制度の周知や情報提供に努めた。	「ひとり親家庭のみなさまへ」、就業支援制度にかかるリーフレット等の配布をはじめ、戸籍住民課・出張所でのパンフレット配布等、あらゆる機会を捉えて各種制度の周知や情報提供に努めた。	「ひとり親家庭のみなさまへ」、就業支援制度にかかるリーフレット等の配布をはじめ、戸籍住民課・出張所でのパンフレット配布等、あらゆる機会を捉えて各種制度の周知や情報提供に努めた。
	母子・父子福祉団体への支援	児童家庭課	「船橋市ひとり親家庭等福祉会」の活動を支援している。	補助金の交付を行った。	補助金の交付を行った。	補助金の交付 ふれあい事業としてチャレンジ教室の実施(夏休みに1回 冬休みに1回 合計2回)	補助金の交付 ふれあい事業としてチャレンジ教室の実施(夏休みに1回 冬休みに1回 合計2回)

平成 27 年度から平成 30 年度までの拡充及び変更した内容	事業評価			平成 31 年度新規・拡充事業		今後の方向性・検討課題
	数値目標の有無	数値目標「有」の場合	評価 ※数値目標「有」の場合は、到達度を踏まえて記載してください。	有無 「有」→ 「内容」へ	内容	
	有	【目標年次】 平成 30 年度 【目標値】 5,400 人	相談者により多様な相談があるため、他機関と連携し相談業務を行うことが出来た。	無		各種研修会等に参加するなど、母子・父子自立支援員の資質向上に努め、相談者が悩み事を解消できるよう他機関とも連携し、相談事業に当たっていく。
	有	【目標年次】 平成 32 年度 【目標値】 ※Fプランでの数値目標 法律相談 177 件 女性の生き方相談 245 件 男性の生き方相談 158 件	市広報等に掲載するなど広く周知を図ったため、前年度よりも「法律相談」「女性の生き方相談」の件数が増えた。	無		今後も引き続き、相談業務の周知及び充実を図る。
	無			有	(市民法律相談) 総合相談窓口センター開庁日の毎月第1土曜日実施していたものを、毎月第2・第4土曜日に拡充。	複雑多様化した世相を反映し、様々な問題に対応するため、今後も継続して実施する。
	無			無		引き続き、様々な機会を捉えて各種制度の周知や情報提供に努めるとともに、必要な情報が十分に行き渡るように、より効果的な周知方法を研究する。
平成 29 年度からふれあい事業として、チャレンジ教室を実施	無			無		引き続き、補助金の交付や主催事業の支援を行い、母子・父子福祉団体の活動を通じ、ひとり親家庭等同士の交流を推進する。

第3次計画		所管課	内容	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績
重点 施策	具体的な 事業						
相談機能の強化・情報提供の充実	家計相談 支援事業	地域福祉課	家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供や専門的な助言等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に困窮状態から脱却し、生活が再生されるよう支援する。	-	-	利用件数 49 件	利用件数 13 件
		保育認定課	保育所、放課後ルーム入所の審査に際して、ひとり親家庭の福祉が増進されるよう特別の配慮をしている。	(点数の加 点) ひとり親世帯 の入所児童 数 952 人(28 年 3 月) ※小規模保 育事業・家庭 的保育事業 含む	(点数の加 点) ひとり親世帯 の入所児童 数 1,055 人(29 年 3 月) ※小規模保 育事業・家庭 的保育事業 含む	(点数の加 点) ひとり親世帯 の入所児童 数 968 人(30 年 3 月) ※小規模保 育事業・家庭 的保育事業 含む	(点数の加 点) ひとり親世帯 の入所児童 数 963 人(31 年 3 月) ※小規模保 育事業・家庭 的保育事業 含む
				地域子育て支援 課	審査基準に 従い、母子・ 父子家庭に ついては点 数の加算を 実施した。	審査基準に 従い、母子・ 父子家庭に ついては点 数の加算を 実施した。	審査基準に 従い、母子・ 父子家庭に ついては点 数の加算を 実施した。
子育て生活支援の充実	多様な保 育サービ ス等による 支援	保育認定課	保護者のニーズに対応するために多様な保育サービス等を行うことにより、ひとり親家庭の父又は母が安心して就業や求職活動を行えるよう支援している。	(時間外保 育事業(延長 保育事業)) 特になし	(時間外保 育事業(延長 保育事業)) 公立・私立の 全保育園で 実施。	(時間外保 育事業(延長 保育事業)) 公立・私立の 全保育園で 実施。	(時間外保 育事業(延長 保育事業)) 公立・私立の 全保育園で 実施。
		保育認定課		(一時預かり 事業(幼稚 園)) 実施園数 2 園 年間延べ利 用児童数 983 人	(一時預かり 事業(幼稚 園)) 実施園数 4 園 年間延べ利 用児童数 5,407 人	(一時預かり 事業(幼稚 園)) 実施園数 5 園 年間延べ利 用児童数 9139 人	(一時預かり 事業(幼稚 園)) 実施園数 5 園 年間延べ利 用児童数 10,782 人

平成 27 年度から平成 30 年度までの拡充及び変更した内容	事業評価			平成 31 年度新規・拡充事業		今後の方向性・検討課題
	数値目標の有無	数値目標「有」の場合	評価 ※数値目標「有」の場合は、到達度を踏まえて記載してください。	有無 「有」→ 「内容」へ	内容	
平成 29 年度から、保健と福祉の総合相談窓口を拡大して事業を実施している。	有	【目標年次】 平成 30 年度 【目標値】 ○利用件数 55 件  ※実施計画での数値目標	昨年度より利用件数が減少した。当事業の実施には、家計状況という相談者のプライベートに介入するため、事業利用のための同意が得られないと活用できないデメリットがある。今後も、相談者の支援に家計改善の必要性を訴え、事業実施に結び付けていきたい。	無		現在、配置職員として家計相談支援員常勤 1 名以上としていたが、平成 31 年度より家計相談支援員 1 人工以上(非常勤可)とする。
	無			無		引き続き利用調整において優先的な扱いをする。
○放課後ルーム条例施行規則の運用に関する要綱を改正し、同点審査時にもより有利になるようにした(H28)	無		放課後ルームの入所判定にあたり、ひとり親家庭に対して点数の加点を行うことで、就労・就職活動等が行いやすい環境づくりに努めることができた。	無		今後もひとり親家庭については、加点を行い優先度を上げて対応する。
	無			無		-
3 施設増加した。	無			無		-

第3次計画		所管課	内容	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績
重点 施策	具体的な 事業						
子育て生活支援の充実	多様な保育サービス等による支援	地域子育て支援課	保護者のニーズに対応するために多様な保育サービス等を行うことにより、ひとり親家庭の父又は母が安心して就業や求職活動を行えるよう支援している。	(ファミリー・サポート・センター事業) 【援助件数】 9,514 件 (1,517 件) ※( )内はひとり親家庭	【援助件数】 9,488 件 (1,385)件 ※( )内はひとり親家庭	【援助件数】 9,876 件 (1,045)件 ※( )内はひとり親家庭	【援助件数】 10,483 件 (1,058)件 ※( )内はひとり親家庭
		地域子育て支援課		(子育て短期支援事業) 【利用延べ日数】 短期入所生活援助 147 日(89 日) 日帰り養護 4 日(0 日) 夜間養護 3 日(0 日) 合計 154 日(89 日) ※( )内はひとり親家庭	(子育て短期支援事業) 【利用延べ日数】 短期入所生活援助 294 日(212 日) 休日預かり 24 日(6 日) 夜間養護 6 日(6 日) 合計 324 日(224 日) ※( )内はひとり親家庭	(子育て短期支援事業) 【利用延べ日数】 短期入所生活援助 283 日(183 日) 休日預かり 109 日(42 日) 夜間養護 48 日(48 日) 合計 440 日(273 日) ※( )内はひとり親家庭	(子育て短期支援事業) 【利用延べ日数】 短期入所生活援助 242 日(206 日) 休日預かり 111 日(61 日) 夜間養護 0 日(0 日) 合計 353 日(267 日) ※( )内はひとり親家庭
		保育認定課		(病児・病後児保育事業) 実施施設数 5 施設 年間延べ利用児童数 1,917 人	(病児・病後児保育事業) 実施施設数 5 施設 年間延べ利用児童数 1,875 人	(病児・病後児保育事業) 実施施設数 6 施設 年間延べ利用児童数 1,943 人	(病児・病後児保育事業) 実施施設数 6 施設 年間延べ利用児童数 1,913 人
		保育認定課		(小規模保育事業) 保育所の項目を参照。	(小規模保育事業) 保育所の項目を参照。	(小規模保育事業) 保育所の項目を参照。	(小規模保育事業) 保育所の項目を参照。
		保育認定課		(休日保育事業) 実施園数 2 園 年間延べ利用児童数 727 人	(休日保育事業) 実施園数 2 園 年間延べ利用児童数 796 人	(休日保育事業) 実施園数 2 園 年間延べ利用児童数 619 人	(休日保育事業) 実施園数 2 園 年間延べ利用児童数 815 人
		保育認定課		(家庭的保育事業) 保育所の項目を参照。	(家庭的保育事業) 保育所の項目を参照。	(家庭的保育事業) 保育所の項目を参照。	(家庭的保育事業) 保育所の項目を参照。

平成 27 年度から平成 30 年度までの拡充及び変更した内容	事業評価			平成 31 年度新規・拡充事業		今後の方向性・検討課題
	数値目標の有無	数値目標「有」の場合	評価 ※数値目標「有」の場合は、到達度を踏まえて記載してください。	有無 「有」→ 「内容」へ	内容	
○ダブルケア世帯（育児と介護を同時に行っている世帯）を優先して利用できるよう調整。 ○会員同士の合意があれば、協会員員の自宅以外（公園、公共施設等）での預かりが出来る様拡充。	有	【目標年次】 平成 31 年度  【目標値】 7,089 件 ※ひとり親家庭についての目標値は無し ※船橋市子ども子育て支援事業計画	目標値に達成しており、効果が見込める。今後も事業を継続し、ニーズに応えられるよう努めていく。	無		更なる事業の充実に努める。
実施施設を晴香園（松戸市）から青い鳥ホーム（市内）へ変更し、利便性を向上。	有	【目標年次】 平成 31 年度  【目標値】 短期入所生活援助 459 日 休日預かり 193 日 夜間養護 0 日 合計 652 日 ※ひとり親家庭についての目標値は無し ※船橋市子ども子育て支援事業計画	目標値には達していないが、実施施設を市内に変更したことにより、利用実績が増加しており、一定の効果があつた。事業を継続し、目標達成に向けて取り組む。	無		数値目標達成に向け努める。
1 施設増加した。	無			無		引き続き、病児・病後児の預かりを行っていく。
	-			-		保育所の項目を参照。
	無			無		引き続き、休日においても家庭で保育できない児童の預かりを行っていく。
	-			-		保育所の項目を参照。

第3次計画		所管課	内容	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績
重点 施策	具体的な 事業						
子育て・生活支援の充実	多様な保育サービス等による支援	保育認定課	保護者のニーズに対応するために多様な保育サービス等を行うことにより、ひとり親家庭の父又は母が安心して就業や求職活動を行えるよう支援している。	(認証保育所の推進) 平成 27 年度当初 11 施設のうち、5 施設が認可事業へ移行したが、7 施設を新規認証し、平成 28 年 4 月 1 日現在 13 施設 411 人定員で事業実施している。	(認証保育所の推進) 平成 28 年度当初 13 施設のうち、1 施設が認可事業へ移行したが、1 施設新規認証し、平成 29 年 4 月 1 日現在 13 施設 521 人定員で事業実施している。	(認証保育所の推進) 平成 29 年 4 月 1 日現在 13 施設 521 人定員で事業を実施し、運営費を補助した。	(認証保育所の推進) 平成 30 年 4 月 1 日現在 7 施設 234 人定員で事業を実施し、運営費を補助した。
	母子生活支援施設の機能充実	児童家庭課	特に困難な課題を抱えた母子を保護し自立を促進するため、子育て・生活の支援及び就業支援等を行う。	行田 2 丁目に新たに民設民営による施設を整備した。 また、入居者の居住環境の向上など、施設の機能の充実を図るため設置運営法人に補助金を交付した。 入所世帯数 20 世帯 49 人	移行世帯数 16 世帯 39 人	入所世帯数 (H29.4.1 現在) 20 世帯 48 人	入所世帯数 (H30.4.1 現在) 20 世帯 49 人
	ホームヘルプサービス事業	児童家庭課	疾病その他の理由により、一時的に日常生活を営むのに支障があるひとり親家庭等に対し、家事援助等を行うホームヘルパーを派遣する。	ヘルパー派遣件数 1 件	ヘルパー派遣件数 4 件	ヘルパー派遣件数 4 件	ヘルパー派遣件数 5 件
	子どもへの支援	児童家庭課	ひとり親家庭の中学生を対象に、学習支援を行うとともに、進学、進路、その他の相談にも応じる。	参加者 120 名 会場 母子父子福祉センター 南老人福祉センター	案内通知 905 名	案内通知 900 名	案内通知 839 名



平成 27 年度から平成 30 年度までの拡充及び変更した内容	事業評価			平成 31 年度新規・拡充事業		今後の方向性・検討課題
	数値目標の有無	数値目標「有」の場合	評価 ※数値目標「有」の場合は、到達度を踏まえて記載してください。	有無 「有」→ 「内容」へ	内容	
	有	【目標年次】 平成 31 年度 【目標値】 定員 400 人	認可への移行、廃止等により定員数は平成 30 年度は達成していないが、一定の基準を満たした認可外保育施設を市が「認証保育所」として認証し、乳幼児が良好な環境で保育されるよう運営事業者に運営費を補助することでひとり親家庭等を支援した。	無		平成 31 年度に公募は実施しないが、認証移行を望む施設に対しては移行の支援をする。
H28.4 に青い鳥ホーム開設。それまでの公設公営から民設民営へ移行。入居者の居住環境の向上など、施設の機能の充実を図るため設置運営法人に補助金を交付した。	無			無		今後も入居者の居住環境の向上など、施設の機能の充実を図るため設置運営法人に補助金を交付していく。
利用者の負担金を見直した	無			無		対象者へ必要に応じて適切にサービスの提供ができるよう、引き続き様々な機会を捉えて制度の周知に努める。
平成 28 年度からは、福祉サービス部地域福祉課で実施している生活困窮世帯を対象とした学習支援事業と一体的に実施している。児童家庭課では、対象となるひとり親世帯等への案内通知を送付している。	無			無		引き続き、同様の取り組みを実施する。

第3次計画		所管課	内容	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績
重点 施策	具体的な 事業						
子育て・生活支援の充実	子どもへの 支援	地域福祉課	生活保護世帯、生活困窮世帯及びひとり親世帯等の中学生を対象に、学習支援を行うとともに、進学、進路、その他の相談にも応じます。また、高校中退防止の取り組みとして、高校進学後の面談等を行います。	参加者 生活困窮世帯:66名 生活保護世帯:33名	参加者 255名 うちひとり親 113名 【内訳】 南部会場 58名 うちひとり親 26名 東部会場 95名 うちひとり親 43名 西部会場 39名 うちひとり親 17名 北部会場 63名 うちひとり親 27名	参加者 237名 うちひとり親 120名 【内訳】 南部会場 49名 うちひとり親 23名 東部会場 99名 うちひとり親 57名 西部会場 39名 うちひとり親 18名 北部会場 50名 うちひとり親 22名	参加者 ①中学生 234人 うちひとり親 124人 【内訳】 南部会場 44人 うちひとり親 26人 東部会場 85人 うちひとり親 49人 西部会場 51人 うちひとり親 26人 北部会場 54人 うちひとり親 23人 ②高校生 8人
		指導課	小学校・高等学校に公認心理師等の資格を持つスクールカウンセラーを配置し、日頃感じている悩みなどを気軽に相談できる体制を整える。	相談件数 12,378件 学校評価における教育相談体制の肯定的評価が80%以上の学校の割合75.9%	延べ相談件数 15,666件 児童生徒相談件数 4,846件	延べ相談件数 16,077件 児童生徒相談件数 4,701件	延べ相談件数 16,139件 児童生徒相談件数 5,109件
	住宅確保	住宅政策課	ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、市営住宅の優先入居や民間賃貸住宅の入居支援等、円滑な住宅入居を支援する。	○市営住宅優先入居枠:56戸 母子家庭等入居数:130戸 ○市営住宅空家募集時の母子家庭入居状況 母子当選者:5世帯 総当選者:74世帯	○市営住宅優先入居枠:56戸 ひとり親家庭等入居数:150戸 ○市営住宅空家募集時の母子家庭入居状況 ひとり親家庭当選者:17世帯 総当選者:63世帯	○市営住宅優先入居枠:56戸 ひとり親家庭等入居数:144戸 ○市営住宅空家募集時のひとり親家庭等入居状況 ひとり親家庭等当選者:17世帯 総当選者:47世帯	○市営住宅優先入居枠:56戸 ひとり親家庭等入居数:156戸 ○市営住宅空家募集時のひとり親家庭等入居状況 ひとり親家庭等当選者:21世帯 総当選者:58世帯 ○家賃債務保証支援事業助成件数:6件(内ひとり親家庭0件)

平成 27 年度から平成 30 年度までの拡充及び変更した内容	事業評価			平成 31 年度新規・拡充事業		今後の方向性・検討課題
	数値目標の有無	数値目標「有」の場合	評価 ※数値目標「有」の場合は、到達度を踏まえて記載してください。	有無 「有」→ 「内容」へ	内容	
<p>【平成 27 年度】生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮世帯及び生活保護世帯を地域福祉課で事業を実施。</p> <p>【平成 28 年度】業務効率・財政効率の点から、地域福祉課と児童家庭課で各々実施していた事業を地域福祉課にて一体的に実施。また、市内 4 か所(南部・東部・西部・北部 2 教室)、定員 260 人で実施。</p> <p>【平成 29 年度】東部を 2 教室に拡大し、定員を 300 人で実施。</p> <p>【平成 30 年度】従来の取り組みに加え、過去に学習支援に参加し、高等学校等に進学した方を対象に、進学後の状況確認や面談を実施。</p>	有	<p>【目標年次】平成 30 年度</p> <p>【目標値】</p> <p>○参加者数 300 人</p> <p>※実施計画での数値目標</p>	<p>参加者は減少したものの、昨年と同様に市内 4 会場 6 教室で実施することで、参加者の利便性を高めて事業を実施することができた。参加した中学生の学力向上に寄与するとともに、居場所づくりとしての役割も担った。</p> <p>また、高校進学後の希望者に対する状況確認を行うことで進学後の支援を行うことができた。</p>	無		<p>引き続き中学生への学習支援と高等学校等への進学後の支援を実施するほか、事業内容や情報提供の充実については関係部署との意見交換を行いながら、研究していく。</p>
<p>年間活動日数</p> <p>平成 27 年度 35 日</p> <p>平成 28 年度 40 日</p> <p>平成 29 年度 40 日</p> <p>平成 30 年度 43 日</p>	無			無		<p>SSW とも連携しながら継続して相談できる体制をより充実させていく。また、スクールカウンセラーの活動内容を相談活動以外にもさらに広めていく。</p>
<p>平成 29 年度に船橋市居住支援協議会と相談窓口である「住まいるサポート船橋」を開設し、民間賃貸住宅への入居支援を開始した。また、家賃債務保証料の助成を行う民間賃貸住宅入居支援事業は、平成 30 年度より家賃債務保証支援事業と事業名を改め、対象となる家賃債務保証事業者を 3 社から 40 社以上に変更するなどの拡大を図った。</p>	無			無		<p>市営住宅については、今後の募集状況によっては、ひとり親専用住戸を増やすことを検討する。また、住まいる相談窓口「住まいるサポート船橋」と家賃債務保証支援事業については、広報を通じて周知を図る。</p>

第3次計画		所管課	内容	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績
重点 施策	具体的な 事業						
就業支援の強化	就業・自立支援センター事業	児童家庭課	ひとり親家庭等の就業促進を図るため、就業準備・離転職セミナーやパソコン技能習得講習を開催する。	○パソコン講習 18 回 延べ受講者 163 人 ○就職セミナー 5 回 延べ受講者 49 人	○パソコン講習 18 回 延べ受講者 129 人 ○就職セミナー 5 回 延べ受講者 24 人	○パソコン講習 25 回 延べ受講者 154 人 ○就職セミナー 5 回 延べ受講者 31 人	○パソコン講習 23 回 延べ受講者 178 人 ○就職セミナー 4 回 延べ受講者 17 人
	資格・技能取得のための支援	児童家庭課	ひとり親家庭の父や母の就業をより効果的に促進するため、資格取得等に際し給付金を支給する。	○自立支援教育訓練給付金 受給者 4 人 総給付額 648,080 円 ○高等職業訓練促進給付金 受給者 10 人 総給付額 9,048 千円 ○修了支援給付金 受給者 4 人 総給付額 10 千円	○自立支援教育訓練給付金 受給者 4 人 総給付額 394,400 円 ○高等職業訓練促進給付金 受給者 15 人 総給付額 15,982 千円 ○修了支援給付金 受給者 4 人 総給付額 150 円	○自立支援教育訓練給付金 受給者 10 人 総給付額 541,376 円 ○高等職業訓練促進給付金 受給者 18 人 総給付額 18,186 千円 ○修了支援給付金 受給者 7 人 総給付額 300 千円 ○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・受講修了時給付金 受給者 2 人 総給付額 134,176 円 ・合格時給付金 受給者 1 人 総給付額 81,912 円	○自立支援教育訓練給付金 受給者 7 人 総給付額 328,258 円 ○高等職業訓練促進給付金 受給者 14 人 総給付額 13,479 千円 ○修了支援給付金 受給者 4 人 総給付額 175 千円 ○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・受講修了時給付金 受給者 3 人 総給付額 156,456 円 ・合格時給付金 受給者 3 人 総給付額 279,608 円
	自立支援プログラム策定事業	児童家庭課	児童扶養手当受給者の経済的自立を促進するため、受給者の状況やニーズに応じた自立支援計画書を策定し、継続的な自立・就業支援を行う。	策定数 53 人 就職者 37 人	策定数 25 人 就職者 10 人	策定数 42 人 就職者 28 人	策定数 44 人 就職者 29 人

平成 27 年度から平成 30 年度までの拡充及び変更した内容	事業評価			平成 31 年度新規・拡充事業		今後の方向性・検討課題
	数値目標の有無	数値目標「有」の場合	評価 ※数値目標「有」の場合は、到達度を踏まえて記載してください。	有無 「有」→ 「内容」へ	内容	
対象者に 20 歳未満のひとり親家庭の児童を追加	有	【目標年次】 平成 30 年度 【目標値】 セミナー 65 人 パソコン講習 240 人	どちらの事業も目標には達しなかったものの、ある程度の実績があったことから、一定の効果があったと思われる。	無		ひとり親家庭等のニーズの把握に努めるとともに、より安定した就業につながるような講習会やセミナーを検討し、就業支援の充実を図る。
○自立支援教育訓練 給付額が費用の6割に拡大(H28) ハローワークの給付金と併給調整が可能となった(H29)  ○高等職業訓練促進給付金 支給期間が3年に延長(H28) 寡婦控除のみなし適用の実施(H30)  ○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 事業開始(H28)	有	【目標年次】 平成 30 年度 【目標値】 ○自立支援教育訓練 10 人 ○高等職業訓練促進給付金 27 人 ○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 3 人  ※Fプランでの数値目標	どの事業も目標には達しなかったものの、ある程度の申請があったことから、一定の効果があったと思われる。	有	○自立支援教育訓練 支給上限の拡大  ○高等職業訓練促進給付金 最終学年の者に対し、支給額を引き上げる	就業に有利な資格取得のための支援であることから、利用者の増加に向け、更なる事業の周知に努める。
	無			無		事業を周知するとともに対象者へのきめ細やかで継続的な支援を行い、就業支援の充実を図っていく。

第3次計画		所管課	内容	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績
重点 施策	具体的な 事業						
就業 支援 の 強化	自立相談 支援事業	地域福祉課	生活困窮者に対し、相談支援を行い、就労その他自立に関する支援策の提示、事業利用のためのプランを作成し、自立を支援する。	-	新規相談受付件数 879 件 プラン作成件数 172 件 就労者数 97 人	新規相談受付件数 872 件 プラン作成件数 126 件 就労者数 59 人	新規相談受付件数 1,163 件 プラン作成件数 86 件 就労者数 60 人
	住居確保 給付事業	地域福祉課	離職又は自営業の廃止により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は喪失するおそれのある者に対し、原則 3 か月間住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。	-	相談件数 77 件 新規決定件数 22 件 延長・再延長決定件数 4 件 支出延べ件数 85 件 支出金額 3,713,200 円	相談件数 32 件 新規決定件数 7 件 延長・再延長決定件数 2 件 支出延べ月数 26 月 支出金額 1,053,000 円	相談件数 152 件 新規決定件数 16 件 延長・再延長決定件数 4 件 支出延べ月数 50 月 支出金額 2,040,800 円
	就労準備 支援事業	地域福祉課	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対し、生活習慣確立のための指導や地域活動への参加等の日常・社会生活自立のための訓練や就労体験等を通じた訓練を行うことで、一般就労に従事することのできる基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	-	①就労準備支援事業利用プラン策定件数 28 件 ②就労者数 20 名 ③就労率(②/①) 71%	①就労準備支援事業利用プラン策定件数 22 件 ②就労者数 10 名 ③就労率(②/①)45.5%	①就労準備支援事業利用プラン策定件数 19 件 ②就労者数 4 人 ③就労率(②/①)21%

平成 27 年度から平成 30 年度までの拡充及び変更した内容	事業評価			平成 31 年度新規・拡充事業		今後の方向性・検討課題
	数値目標の有無	数値目標「有」の場合	評価 ※数値目標「有」の場合は、到達度を踏まえて記載してください。	有無 「有」→ 「内容」へ	内容	
平成 30 年度から住居確保給付事業を一体的に実施することに伴い、執務室が再度狭隘となったことに加えて、賃借料の削減を検討した結果、市役所別館 1 階に移転した。	有	【目標年次】 平成 30 年度 【目標値】 ○プラン作成件数 186 件 ○就労者数 150 人  ※実施計画での数値目標	新規相談受付件数が増加したものの、プラン作成件数が約 7 割、就労者数が約 6 割に減少し、目標に到達しなかった。	無		利用者アンケート結果からは、利用者満足度が高いことが読み取れるが、隣の相談者の声が聞こえてしまう不満もあるので、対策を検討していく。
【平成 27 年度】生活困窮者自立支援法の施行により、住居確保給付金に変更（生活支援課で実施）。 【平成 28 年度】住居確保給付金の所管課が生活支援課から地域福祉課に移管。 【平成 29 年度】執務場所を分庁舎 2 階から千葉県船橋合同庁舎 3 階に移転。 【平成 30 年度】「保健と福祉の総合相談窓口」さーくると一体的に実施するため、別館 1 階に移転。	有	【目標年次】 平成 30 年度 【目標値】 ○支給延べ月数 52 月  ※実施計画での数値目標	窓口をさーくると一体的に実施することで相談件数の増加につながった。新規決定件数も倍増し、利用者は求職活動に専念することができた。	無		離職者を就労に結び付けられるよう引き続き事業を実施する。
【平成 27 年度】平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行されることに伴い、「保健と福祉の総合相談窓口」さーくるとにて実施した。 【平成 28 年度】地区社会福祉協議会でのボランティア体験受け入れを拡大するため、就労準備支援担当 3 人のうち、ボランティア活動コーディネーター業務を実施する 1 人分を（福）船橋市社会福祉協議会に委託して事業を実施した。	有	【目標年次】 平成 30 年度 【目標値】 ○プラン作成件数 44 件 ○就労者数 31 人 ○就労率 70%	就労準備支援事業利用プランの策定件数、就労者数及び就労率が減少したものの、すぐに就労することができない人への支援施策として、効果的な支援を行うことができた。	無		すぐに就労に結びつかない場合もあるが、相談者に寄り添った支援を継続することが必要であるため、引き続き支援を実施する。

第3次計画		所管課	内容	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績
重点 施策	具体的な 事業						
就業支援の強化	ハローワークとの連携	児童家庭課	母子・父子自立支援員、自立支援プログラム策定員が児童扶養手当受給者と面談する中で、ハローワーク船橋マザーズコーナー等と連携し就労支援を行う。	児童扶養手当受給者 ハローワーク等との連携 6人 就職者不明	児童扶養手当受給者 ハローワーク等との連携 9人 就職3人	児童扶養手当受給者 ハローワーク等との連携 30人 就職19人	児童扶養手当受給者 ハローワーク等との連携 47人 就職26人
		生活支援課	生活保護受給者等の就労及び自立を促進する。	生活受給者 送出183名 就職125名  住宅支援給付受給者 紹介18名 就職9名	生活保護受給者 送出193名 就職61名  住宅支援給付受給者 (H28年度より地域福祉課)	生活保護受給者 送出203名 就職108名	生活保護受給者 送出178名 就職106名
	就業の促進	商工振興課	ひとり親家庭の就業促進を図る。	-	-	-	-
養育費確保の推進	養育費相談	児童家庭課	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭相談において、養育費に関する情報提供を行う。	自立支援員による 養育費相談 326件	自立支援員による 養育費相談 223件	自立支援員による 養育費相談 282件 弁護士による 養育費相談 50件	自立支援員による 養育費相談 373件 弁護士による 養育費相談 55件
	広報・啓発活動	児童家庭課	養育費の負担は子どもの成長のため、親として果たすべき義務であることから、離婚に関する相談等の際に、母子・父子自立支援員から養育費・面会交流に関する情報提供を行う。	平成26年10月からは、戸籍住民課でも、離婚届出用紙を渡す際に養育費等に関するパンフレットを配布している。	戸籍住民課でも、離婚届出用紙を渡す際に養育費等に関するパンフレットを配布している。	「ひとり親家庭のみなさまへ」、就業支援制度にかかるとのリーフレット等の配布をはじめ、戸籍住民課・出張所でのパンフレット配布等、あらゆる機会を捉えて各種制度の周知や情報提供に努めた。	「ひとり親家庭のみなさまへ」、就業支援制度にかかるとのリーフレット等の配布をはじめ、戸籍住民課・出張所でのパンフレット配布等、あらゆる機会を捉えて各種制度の周知や情報提供に努めた。



平成 27 年度から平成 30 年度までの拡充及び変更した内容	事業評価			平成 31 年度新規・拡充事業		今後の方向性・検討課題
	数値目標の有無	数値目標「有」の場合	評価 ※数値目標「有」の場合は、到達度を踏まえて記載してください。	有無 「有」→ 「内容」へ	内容	
	無			無		引き続き、ハローワーク船橋マザーズコーナー等と連携し就労支援を行う。
	有	【目標年次】 平成 30 年度 【目標値】 ○就労支援対象者数 228 人以上 ○就職者数 148 人以上	特に平成 30 年度の生活保護受給者等就労自立促進事業への対象者の送出处は、千葉県全体でも減少傾向がみられる。	無		引き続き、職業紹介相談窓口ふなばし等と連携し就労支援を行う。
	無		市ホームページや本課窓口、本課で開催したセミナーを通じ、雇用に関する情報提供を行った。	無		ひとり親家庭に特化した就業支援は行っていないが、就業が困難である方に対する支援を引き続き行っていく。
平成 29 年度より弁護士による法律相談事業を実施	無			無		養育費の取得率を高めるため、母子・父子自立支援員の資質向上を図り、よりの確な情報提供に努める。
	無			無		母子・父子自立支援員の資質向上を図るとともに、あらゆる機会を捉えて、引き続き情報提供に努める。

第3次計画		所管課	内容	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績
重点 施策	具体的な 事業						
経済的支援の推進	児童扶養 手当給付 業務	児童家庭課	ひとり親家庭に対する経済的支援の主要な施策として、生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進のため、児童扶養手当を給付する。	受給者 3,058 人 うち、父子 128 人 ※H28.3 末時 点	受給者 3,009 人 うち、父子 115 人 ※H29.3 末時 点	受給者 2,964 人 うち、父子 124 人 ※H30.3 末時 点	受給者 2,839 人 うち、父子 111 人 ※H31.3 末時 点
	福祉資金 貸付業務	児童家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付について、ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金等を無利子又は低利子で貸し付ける。	貸付数 89 件 総貸付額 49,298 千円	貸付数 72 件 総貸付額 40,839 千円	貸付数 81 件 総貸付額 52,550 千円	貸付数 75 件 総貸付額 53,955 千円

平成 27 年度から平成 30 年度までの拡充及び変更した内容	事業評価			平成 31 年度新規・拡充事業		今後の方向性・検討課題
	数値目標の有無	数値目標「有」の場合	評価 ※数値目標「有」の場合は、到達度を踏まえて記載してください。	有無 「有」→ 「内容」へ	内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 子以降の加算額の増額(平成 28 年 8 月 1 日付施行)</li> <li>・全部支給の所得制限限度額を 30 万円引き上げ(平成 30 年 8 月 1 日付施行)</li> <li>・未婚の養育者及び扶養義務者等の所得に係る寡婦・寡夫控除のみなし適用(平成 30 年 8 月 1 日付施行)</li> <li>・支払期月を現行の年 3 回(4 月、8 月、12 月)から年 6 回(1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月)とすること(令和元年 9 月 1 日施行予定)</li> <li>・支給制限の適用期間等をその年の 11 月から翌年 10 月とすること(平成 30 年 10 月 1 日付施行)</li> </ul>	無			無		対象者の受給漏れが無いよう、引き続き、制度の周知に努め、適正に業務を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・違約金率の改正(平成 27 年 4 月 1 日)10.75%→5%</li> <li>・有利子貸付利率改正(平成 28 年 4 月 1 日)1.5%→1%</li> <li>・就職支度資金(自動車購入)限度額改正(平成 28 年 4 月 1 日)32 万円→33 万円</li> <li>・修学資金貸付金限度額運用の変更(平成 28 年 4 月 1 日)一般分・特別区分分の撤廃</li> <li>・事業開始資金限度額改正(平成 29 年 4 月 1 日)(個人)283 万円→285 万円(団体)426 万円→429 万円</li> <li>・事業継続資金限度額改正(平成 29 年 4 月 1 日)142 万円→143 万円</li> <li>・修学資金及び就学支度資金の貸付対象に大学院を追加(平成 30 年 4 月 1 日)</li> </ul>	無		高等学校等修学援助金の制度案内や現況届等送付の際に制度案内を同封する等、制度周知に努め、適切に貸付を行った。	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>①貸付限度額の引き上げ(事業開始資金、事業継続資金、生活資金、就学支度資金)</li> <li>②償還期限の延長(修業資金)</li> <li>③臨時児童扶養等資金の創設</li> </ul>	ひとり親家庭等が、必要な時期に的確に貸付を行えるよう、他の貸付制度も含め、機会を捉えて制度の周知に努める。

第3次計画		所管課	内容	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績
重点 施策	具体的な 事業						
経済的支援の推進	各種経済的支援	児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子家庭、父子家庭等医療費助成</li> <li>○母子家庭、父子家庭等高等学校等修学援助金</li> <li>○遺児手当</li> <li>○母子家庭、父子家庭等児童入学等祝金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療費助成 助成世帯 3,323 世帯 助成額 174,813 千円</li> <li>○高校修学援助金 支給延べ人数 8,413 人 支給額 68,778 千円</li> <li>○遺児手当 支給延べ人数 4,354 人 支給額 33,262 千円</li> <li>○入学祝金 支給人数 285 人 支給額 2,850 千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療費助成 助成世帯 3,236 世帯 助成額 182,020 千円</li> <li>○高校修学援助金 支給延べ人数 8,000 人 支給額 52,523 千円</li> <li>○遺児手当 支給延べ人数 4,323 人 支給額 33,065 千円</li> <li>○入学祝金 支給人数 284 人 支給額 2,840 千円</li> <li>○入学援助金 児童扶養手当受給要件による 支給人数 273 人 支給額 5,246 千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療費助成 助成世帯 3,190 世帯 助成額 177,559 千円</li> <li>○高校修学援助金 支給延べ人数 7,659 人 支給額 45,803 千円</li> <li>○遺児手当 支給延べ人数 3,959 人 支給額 30,267 千円</li> <li>○入学祝金 支給人数 265 人 支給額 2,650 千円</li> <li>○入学援助金 児童扶養手当受給要件による 支給人数 280 人 支給額 5,322 千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療費助成 助成世帯 3,075 世帯 助成額 183,408 千円</li> <li>○高校修学援助金 支給延べ人数 7,041 人 支給額 39,822 千円</li> <li>○遺児手当 支給延べ人数 3,875 人 支給額 29,574 千円</li> <li>○入学祝金 支給人数 413 人 支給額 4,130 千円</li> <li>○入学援助金 児童扶養手当受給要件による 支給人数 78 人 支給額 1,526 千円</li> </ul>
		生活支援課	生活保護	被保護世帯 80,559 世帯 被保護人員 106,571 人 (平成 27 年度延べ数値)	被保護世帯 81,619 世帯 被保護人員 106,862 人 (平成 28 年度延べ数値)	被保護世帯 83,430 世帯 被保護人員 107,937 人 (平成 29 年度延べ数値)	被保護世帯 84,232 世帯 被保護人員 108,045 人 (平成 30 年度延べ数値)
		地域保健課	成人歯科健康診査費用の減免 (児童扶養手当受給者)	他要件による費用減免もあり、児童扶養手当受給者による実績を算出することは不可。	他要件による費用減免もあり、児童扶養手当受給者による実績を算出することは不可。	平成 29 年度受診者 16 人	平成 30 年度受診者 18 人
		健康づくり課	各がん検診費用減免 (児童扶養手当受給者)	他要件による費用減免もあり、児童扶養手当受給者による実績を算出することは不可。	他要件による費用減免もあり、児童扶養手当受給者による実績を算出することは不可。	減免要件が複数あるため、児童扶養手当による費用減免者の受診状況の算定が困難である。	減免要件が複数あるため、児童扶養手当による費用減免者の受診状況の算定が困難である。

平成 27 年度から平成 30 年度までの拡充及び変更した内容	事業評価			平成 31 年度新規・拡充事業		今後の方向性・検討課題
	数値目標の有無	数値目標「有」の場合	評価 ※数値目標「有」の場合は、到達度を踏まえて記載してください。	有無 「有」→ 「内容」へ	内容	
○入学援助金 国の就学援助制度との金額調整を図ったため、平成 31 年 4 月入学者への支給時期が遅くなり、平成 31 年度予算で支払うものとなった。 (H30)	無			無		引き続き、制度の周知に努め、適正に業務を推進する。
	無			無		
平成 29 年度から名称を成人歯科健康診査に変更、さらに対象者を 20.30.40.50.60.65.70 歳と拡大した。	無			無		対象者には個別で受診票を発送、継続して実施する。
	無			無		母子・父子家庭等の生活の安定と向上に資するため、継続実施の予定。

第3次計画		所管課	内容	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績
重点 施策	具体的な 事業						
経済的支援の推進	各種経済的支援	都市整備課	駐輪場利用料金減免 (ひとり親家庭)	226 件	250 件	233 件	255 件
		保育認定課	保育料の軽減 (ひとり親家庭)	-	年収 360 万円未満相当の世帯に対する保育料の軽減	年収 360 万円未満相当の世帯に対する保育料の軽減	年収 360 万円未満相当の世帯に対する保育料の軽減(854 件)
		学務課	私立幼稚園就園奨励費補助金	-	特例適用者 63 名※ ※ひとり親以外の基準での特例適用者も含む。	特例適用者 47 名※ ※ひとり親以外の基準での特例適用者を含む。	特例適用者 56 名※ ※ひとり親以外の基準での特例適用者を含む。
		保育認定課	寡婦(夫)控除のみなし適用	申請件数 7 件 減免金額 207,750 円	申請件数 7 件 減免金額 435,060 円	申請件数 5 件 減免金額 541,370 円	申請件数 13 件 軽減額 397,430 円
		地域子育て支援課		4 件	1 件	2 件	2 件
		住宅政策課		0 名	0 件	0 件	1 件
				学務課		-	0 名

平成 27 年度から平成 30 年度までの拡充及び変更した内容	事業評価			平成 31 年度新規・拡充事業		今後の方向性・検討課題
	数値目標の有無	数値目標「有」の場合	評価 ※数値目標「有」の場合は、到達度を踏まえて記載してください。	有無 「有」→ 「内容」へ	内容	
	無		29年度から22件増加した。駐輪場の利用料金減免はひとり親家庭の自立促進に一定の効果があると考えている。	無	—	継続
平成 29 年度は、市制度により実施。平成 30 年度は、国制度により実施。	無			無		今後は国制度に基づき実施する予定。
	無			無		令和元年 9 月分まで補助予定
平成 30 年 8 月分保育料までは市独自の減免制度だったが、9 月以降は国の制度として保育料を軽減することとなった。	無			無		引き続き、制度の周知徹底を図っていく
	無		児童育成料に寡婦(夫)控除があったものとみなして、減免制度を適用することで経済的負担軽減を図ることができた。	無		みなし寡婦の対象者である場合は、減免になる可能性が高いので、今後も積極的に窓口で周知を図っていく。
平成 27 年 10 月に公営住宅法施行令が改正され、平成 28 年 10 月に施行されたことから、平成 29 年度家賃の算定の基礎となる収入の計算から、非婚の母又は父についても、寡婦控除の対象とした。	無			無		引き続き、新規入居者募集のしおりに、みなし適用についての案内を掲載し、周知する。
	無			無		令和元年 9 月分まで補助予定

第3次計画		所管課	内容	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績
重点 施策	具体的な 事業						
経済的 支援の 推進	各種経済 的支援	学務課	○就学援助	児童扶養手 当受給要件 による就学援 助認定者 1,825 名 (平成 27 年 度実績)	児童扶養手 当受給要件 による就学援 助認定者 1,880 名	児童扶養手 当受給要件 による就学援 助認定者 1,952 名 ※小学校入 学準備費の 認定者を含 む。	児童扶養手 当受給要件 による就学援 助認定者 1,958 名 ※小学校入 学準備費の 認定者を含 む。



平成 27 年度から 平成 30 年度まで の拡充及び変更し た内容	事業評価			平成 31 年度新規・拡充事業		今後の方向性・ 検討課題
	数値目 標の有 無	数値目標「有」の 場合	評価 ※数値目標「有」 の場合は、到達 度を踏まえて記 載してください。	有無 「有」→ 「内容」へ	内容	
無	無			無		国の動向を注視し研 究する

船橋市ひとり親家庭等自立促進計画（第4次）

令和2年度～令和6年度

編集・発行者 船橋市健康福祉局子育て支援部児童家庭課

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

電話 047-436-3316 FAX 047-436-2315

E-mail: [jidokatei@city.funabashi.lg.jp](mailto:jidokatei@city.funabashi.lg.jp)